

吉賀町告示第230号

平成30年第4回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年11月19日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 平成30年12月7日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

松蔭 茂君	三浦 浩明君
桜下 善博君	桑原 三平君
中田 元君	大多和安一君
河村 隆行君	大庭 澄人君
河村由美子君	庭田 英明君
藤升 正夫君	安永 友行君

○12月10日に応招した議員

○12月11日に応招した議員

○12月14日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成30年 第4回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成30年12月 7 日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成30年12月 7 日 午前 9 時05分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第5号 子どもと電子メディアに関する対策を求める意見書（案）
- 日程第6 報告第5号 議会委任による専決処分の報告について
- 日程第7 報告第6号 議会委任による専決処分の報告について
- 日程第8 議案第89号 訴えの提起について
- 日程第9 議案第90号 訴えの提起について
- 日程第10 議案第91号 訴えの提起について
- 日程第11 議案第92号 訴えの提起について
- 日程第12 議案第93号 訴えの提起について
- 日程第13 議案第94号 訴えの提起について
- 日程第14 議案第95号 訴えの提起について
- 日程第15 議案第96号 訴えの提起について
- 日程第16 議案第97号 訴えの提起について
- 日程第17 議案第98号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第99号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第100号 吉賀町学校基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第101号 吉賀町福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第102号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第103号 平成30年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第104号 平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第105号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第25 議案第106号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第26 議案第107号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）
日程第27 議案第108号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第28 議案第109号 平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第29 議案第110号 平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 発議第5号 子どもと電子メディアに関する対策を求める意見書（案）
日程第6 報告第5号 議会委任による専決処分の報告について
日程第7 報告第6号 議会委任による専決処分の報告について
日程第8 議案第89号 訴えの提起について
日程第9 議案第90号 訴えの提起について
日程第10 議案第91号 訴えの提起について
日程第11 議案第92号 訴えの提起について
日程第12 議案第93号 訴えの提起について
日程第13 議案第94号 訴えの提起について
日程第14 議案第95号 訴えの提起について
日程第15 議案第96号 訴えの提起について
日程第16 議案第97号 訴えの提起について
日程第17 議案第98号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第18 議案第99号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第19 議案第100号 吉賀町学校基金条例の一部を改正する条例について
日程第20 議案第101号 吉賀町福祉センター条例の一部を改正する条例について
日程第21 議案第102号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第22 議案第103号 平成30年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第23 議案第104号 平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第24 議案第105号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第25 議案第106号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第26 議案第107号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）
日程第27 議案第108号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第28 議案第109号 平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第29 議案第110号 平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）

出席議員（12名）

1 番 松蔭 茂君	2 番 三浦 浩明君
3 番 桜下 善博君	4 番 桑原 三平君
5 番 中田 元君	6 番 大多和安一君
7 番 河村 隆行君	8 番 大庭 澄人君
9 番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	光長 勉君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	永田 英樹君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	栩木 昭典君		

午前9時05分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、平成30年第4回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、5 番、中田議員、6 番、大多和議員を指名します。

日程第 2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員会が開かれております。議会運営委員長の報告を求めます。6 番、大多和議会運営委員長。

○議会運営委員長（大多和安一君） おはようございます。

12 月 3 日に議会運営委員会を開催いたしました。それで、会期を本日 12 月 7 日金曜より、12 月 14 日金曜までの 8 日間と決定しましたので報告いたします。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） お諮りをします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から 12 月 14 日までの 8 日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって会期は本日から 12 月 14 日までの 8 日間と決定しました。

日程第 3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告及び議長の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

また、陳情第 4 号、通称岡谷の改良工事について及び要望第 2 号、六日市医療技術専門学校の存続に向けてのお願い（要請書）は、お手元に配付した陳情請願要望等文書表のとおりです。

陳情第 4 号は経済常任委員会へ、要望第 2 号は総務常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることになりました。

日程第 4. 行政報告

○議長（安永 友行君） それでは、日程第４、行政報告を行います。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。本日、平成３０年第４回の定例会を招集しましたところ、全員御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

本日開会いたします、この定例会で上程する、まず議案についてでございますが、全部で２４件となっております。内訳を申し上げますと、まず議会委任による専決処分の報告が２件でございます。訴えの提起が９件、条例の一部改正が５件、それから平成３０年度の一般会計を初めとする諸会計の補正予算が８件ということでございます。この後、順次上程をさせていただきますので、慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げておきたいと思います。

それでは、私のほうからお手元に配付をさせていただいております町長動静報告によりまして、行政報告をさせていただきたいと思います。

９月の定例会以降の主な動静について申し上げます。

９月７日金曜日に、第３回の定例会、招集させていただきまして、９月は、御案内のとおり、決算認定もございましたので、１０月１日までの会期となったところでございます。

９月の８日土曜日には、柿木地区の町政座談会を柿木の基幹集落センターのほうで開催させていただきました。

９月の９日には、朝倉小学校で行われました朝倉地区の敬老会のほうへということで、各地区で敬老会が行われましたが、私ひとりでの対応というのは大変難しゅうございますので、それぞれ副町長以下、管理職のほうで対応させていただいたということでございます。

９月の１３日木曜日でございますが、ＪＡ六日市支店の２階におきまして、御案内のとおり、ゆ・ら・らの閉館に伴います、その関係で、やくろの青空市の会の会員の皆様に御説明をさせていただきました。早朝にもかかわらず６０名の方に御出席をいただいたということでございます。

それから、この日は鹿足郡の事務組合の臨時会が招集されましたので、日原のほうに出向いたところでございます。

９月の１７日の月曜日でございます。国からの１００歳の祝賀の物品が届いておりましたので、町内該当者が５名でございましたが、银杏寮を初め施設に入所の方、さらには病院等へ入院しておられる方、それぞれのほうへ物品を伝達させていただいたということでございます。

９月の１８日、鹿足の土木協会の要望活動ということで、益田市にあります県の県土事務所のほうへ、津和野町長ともども要望活動に出かけさせていただきました。

９月の２２日でございます。六日市病院のほうで、ことしで２回目になりますが、石州会祭りが開催されましたので、こちらのほうへ出向いたところでございます。

めくっていただきまして、２ページでございますが、９月の２８日金曜日でございます。町の規定によります、いきいき高齢者表彰状の伝達式を役場のほうで行わさせていただきました、今

回、2名の方が該当ということでございました。

それから、この日は養護老人ホーム銀杏のほうの長年勤めていただきました宮本寮長が御退任ということでございまして、最後の勤務日になりましたので、こちらで退任式を行ったところでございます。

9月の29日土曜日は、毎年恒例の県町村会の主催によります、輝けイレブンしまね町村フェスティバルが松江市で行われました。ただ、例年2日間の予定でございますが、台風の襲来によりまして1日の開催となったところでございます。

翌30日は、台風24号の襲来によりまして、役場のほうで警戒待機に当たりました。

月が変わりまして、10月1日でございますが、先ほど申し上げましたように、宮本寮長の退任によりまして、新しく藤田寮長、新任されましたので、こちらの新任式を行わせていただきました。

10月の4日でございます。松江市で行われました農業農村整備事業等に関する意見交換会ということで参加をさせていただきました。これは毎年行われておりますが、主に土地改良事業、圃場整備に関する意見交換でございまして、農林水産省の本省、それから中四国農政局、さらには県庁の関係機関、出席をしていただきまして、こちらからは私、それから地元の土地改良区の理事長、それから建設水道課の職員ということで意見交換をしたところでございます。

10月の6日土曜日でございます。台風25号の襲来によりまして、警戒待機に当たらせていただきました。

10月の10日でございます。六日市地区の町政座談会がこの後ろの基幹集落センターで開催をされました。

10月の12日でございます。鹿足郡議長会主催の議員研修会が当町で行われましたので、こちらのほうへ同席させていただいたところでございます。

10月の14日日曜日には、柿木御出身の伊藤博子先生の作品展のオープニングということで、基幹集落センターのほうで開催をさせていただいたところでございます。

この日は、午前中から柿木の小中学校周辺で、初めての試みでございましたが、町の防災訓練を開催させていただいて、多くの皆様に御参加をいただいたところでございます。

それから、10月の15日から17日、私が県土連の役員を務めている関係がございまして、全国土地改良大会、宮城県仙台市のほうへ出かけさせていただきました。

3ページに入りまして、10月の19日でございます。先ほど申し上げましたように、伊藤博子先生の今回の企画の中で、町内の小学校の生徒の皆さんに六日市体育館に出かけていただいて、実演会をするという企画がございましたので、こちらのほうへ参加をさせていただきました。今回の先生の作品展につきましては、14日から27日までのおおむね2週間でございましたが、

町内外から約1,000名の方に御参加をいただいたところでございます。大変好評でございました。

それから、10月の20日土曜日は、津和野町で全国源流サミットが行われました。こちらのほうへ参加をしたところでございます。

10月の23日火曜日、東京で、島根県土地改良事業団体連合会の役員会と、あわせて農林水産省幹部の皆さんとの意見交換会が行われたところでございます。

10月27日土曜日は、吉賀高等学校の後援会の総会が七日市の林業センターで開催をされて、出かけております。

10月の31日でございます。御案内のとおり、青木教育長が退任をされましたので、その退任式と、翌11月1日には、新教育長に就任をしております光長教育長の新任式を行わせていただきました。

11月の2日金曜日、夕刻から真田グラウンドの点灯式を行い、あわせて諸々のイベントを行ったところでございます。

11月の3日には、柿木のふれあい会館で吉賀町の表彰式を行いまして、16名の個人の方、それから6つの団体のほうへ表彰状の伝達を行わせていただきました。

4ページに入りまして、11月の4日でございます。きん祭みん祭農業文化祭、六日市会場で開催をされたところでございます。

11月7日水曜日は、臨時会を招集させていただきました。

11月の9日でございます。柿木のふれあい会館のほうで全国若手ものづくり大会が開催をされまして、町村レベルでは初めての全国大会であったようでございますが、全国から140名の経営者の方あるいは行政職員の方に参加をしていただき、本当に好評でございました。

11月の10日、大阪市内で近畿県人会が開催をされましたので、出席をさせていただきました。

11月の12日には、議会のほうで同意をいただきました新しい椿教育委員のほうへ辞令の交付をするとともに、この日の午後から町議会の研修が東京で行われましたので、そちらのほうへ同行させていただきました。

なお、ほかの私の行動予定もございましたので、同行につきましては翌13日の午前中までということでございまして、13日の午後からは治水事業の促進全国大会、さらに14日はANA、全日本空輸への要望活動等がございまして、益田市あるいは津和野町と出かけております。

15日には、全国過疎地域自立促進連盟の定期総会が行われまして、その翌日は国保制度改善強化全国大会ということで、上京が続いております。

それから、11月の17日、白谷神楽公演とありますが、これは実は吉賀町柿木村の御出身、赤松光昭さんという方がいらっしゃいますが、その御夫婦を中心に実行委員会を組んでいただき

まして、愛知県刈谷市の市民会館を貸し切って、1,600人の方がお出かけをいただいておりますが、地元の市長、副市長、さらには地元選出の国会議員の先生にも御参加いただいて、この白谷神楽社中の方をお招きをしていただいて、公演会をしていただきました。大変ありがたいことでございました。

11月の18日には、きん祭みん祭農業文化祭で、柿木会場でございます。

最後のページでございます。11月の20日、全国治水砂防促進大会がございましたので、上京させていただきました。

11月26日でございます。寒い時期を迎えますので、吉賀町の除雪会議を行いました。

この日は、六日市学園のほうから要請書の提出もあったところでございます。

さらに、益田地区広域市町村圏事務組合の定例会も招集されました。

27日は、島根県町村会の定期総会と町村長研修会がございました。これは東京で行いまして、翌日にはNHKホールのほうで全国町村長大会が行われたということで、出かけさせていただきました。

それから、11月の30日、ゆ・ら・ら訪問とあります。御案内のとおり、12月1日からサンエムのほうがリニューアルオープンしたわけでございますが、私の出張等の関係で、11月30日、前日でしたが、ゆ・ら・らの訪問させていただいて、関係者の皆様に御挨拶をさせていただきました。

なお、12月1日の当日につきましては、副町長が出かけさせていただいて、同様に御挨拶をしたところでございます。

私のほうは、12月1日、東京吉賀会の総会が東京で行われましたので、出席をさせていただきました。当日は名誉町民の澄川喜一先生を初め、厚生大臣を務められました津島先生にも御臨席をいただきまして、総勢41人で総会を開催したところでございます。

翌12月2日は、恒例の萬歳楽が行われましたので、出かけさせていただいて、たくさんの御飯をいただいたところでございます。

12月の3日は、議会全員協議会、さらに12月4日、鹿足郡事務組合の臨時会が招集されましたので、こちらのほうへ出席をさせていただきました。

以上、主立ったところということで報告をさせていただきました。よろしく願いいたします。

日程第5. 発議第5号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5、発議第5号子どもと電子メディアに関する対策を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。11番、藤升議員。

○議員（１１番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第５号子どもと電子メディアに関する対策を求める意見書（案）でございますが、この発議そのものは、子どもとメディア吉賀という——代表、宗内正照さんですが、を中心とした勉強会がありますが、その中で紹介されたものです。

これは松江市議会に提出されたものをもとに作成をしておるわけですが、メンバーを見ますと、議会運営委員会の委員全員の方による議員提出議案として提出され、原案が可決されておりましたので、吉賀町でもぜひ取り上げていったらということで、本日、提案させてもらうわけです。

発議第５号。吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。賛成者、同じく松蔭茂。

子どもと電子メディアに関する対策を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

理由といたしましては、子どもの心身の発達における正しい電子メディアの影響を普及し、将来を担う子ども一人ひとりの成長を支えるためであります。

裏に意見書（案）を載せております。

スマートフォン——以下スマホとしますが、スマートフォン、タブレット等の電子メディアの急激な普及は、子どもの育ちに重大な影響を与えています。近年の研究では、電子メディア機器と乳幼児期からの早期接触、青年期までの長時間接触が子どもの睡眠不足や脳、目、運動器、言語、愛着形成などの心身の発達の異変や「ゲーム依存」にもつながることが明らかになっています。

こうした子どもの心や体の発達の異変やおくれは、子ども自身の未来をゆがめるばかりか、社会全体への影響が懸念されます。

子どもの心身の発達に与える影響に関する調査を初め、子どもたちが遊び学べる環境づくりへの支援など下記の対策を求めます。

記。１、乳幼児期からの子どもの心身の発達に対する電子メディア（ゲーム機を含む）の影響に関する調査を緊急に実施し、発達段階に応じた電子メディア使用の安全基準を速やかに策定し周知を図ること。

２、WHOで新たに疾病として定義された「ゲーム依存」を含め、電子メディアによる影響について、他の薬物やたばこなどと同様に有害性や依存性についての教育・啓発を学校教育、幼児教育、家庭教育の中へ積極的に取り入れること。

３、スマホ・タブレット・ゲーム機などを製造販売する企業に対して、たばこの警告に準じた危険可能性を周知する注意喚起文等を商品に標記することを義務づけること。

4、子どもたちが体を動かし、遊び、学べる環境づくりが「子どもとメディア対策」の中で重要であり、地方自治体等が行う環境整備事業に積極的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月としておりますが、提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣としております。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより提出者に対し質疑を許します。質疑はありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この意見書の理由の中に、「子どもの心身の発達における正しい電子メディアの影響を普及し」と書いてありますが、正しい電子メディアの影響とは、影響の中にはいろんなものがあると思いますが、何が正しくて何が悪いかという判断はどういうことでしょうか。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 正しい電子メディアの影響という形で表現をしておりますが、電子メディアの使い方がございます。これは単に子どもだけで電子メディア等と接触させるのではなくて、親と一緒に電子メディアを使うということも含めての話ですので、電子メディアがいけないということではなくって、正しい使い方をする中での影響、そして、そうでない場合の悪い影響、両方を含んでおります。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） それだったら、この「正しい電子メディアの影響を」という文章じゃなくて、「使用法を普及し」ということが適切ではないかと思いますが。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） そういうほうが適切であろうとは思いますが。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、ここでお諮りをします。本件については、総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をしました。

日程第6．報告第5号

日程第 7. 報告第 6 号

○議長（安永 友行君） 日程第 6、報告第 5 号議会委任による専決処分の報告について及び日程第 7、報告第 6 号議会委任による専決処分の報告についてを一括議題として報告を求めます。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、報告第 5 号でございます。議会委任による専決処分の報告について。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。平成 30 年 12 月 7 日提出、吉賀町長岩本一巳。

専決処分書、訴えを提起することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決する。平成 30 年 12 月 3 日、吉賀町長岩本一巳。

記。1、訴えの相手方、（1）債務者、鹿児島県大島郡瀬戸内町内在住者。（2）連帯保証人、①鹿児島県奄美市内在住者、②鹿児島県奄美市内在住者。

2、訴えの内容、相手方らに対して修学資金返還金 47 万円の返済を求める。

3、訴えの提起先、益田簡易裁判所。

4、訴訟遂行の方針、訴訟の進行上、必要があると認める場合は相手方らと和解する。

続きまして、報告第 6 号議会委任による専決処分の報告について。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。平成 30 年 12 月 7 日提出、吉賀町長岩本一巳。

専決処分書、訴えを提起することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決する。平成 30 年 12 月 3 日、吉賀町長岩本一巳。

記。1、訴えの相手方、（1）債務者、香川県香川郡直島町在住者。（2）連帯保証人、①鳥取県倉吉市内在住者、②鳥取県倉吉市内在住者。

2、訴えの内容、相手方らに対して修学資金返還金 16 万 8,000 円の返済を求める。

3、訴えの提起先、益田簡易裁判所。

4、訴訟遂行の方針、訴訟の進行上、必要があると認める場合は相手方らと和解する。

以上 2 件につきましては、先般の全員協議会で御報告を申し上げておりますので、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。8 番、大庭議員。

○議員（8 番 大庭 澄人君） 報告書の 2 件分とも、処分書の中の一番最後ですかね、4 番の訴訟遂行の方針という中で相手方らと和解するとあるんですけど、その和解はどういった場合に和解するのか、そこら辺がちょっと理解しにくいので、ちょっと御説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えいたします。

和解というのは、内容証明で本人に訴訟が起こされたということが行くわけですが、それを見られた相手方が即時債権を返済するという意思等があらわされた場合には、そこで和解をするということになります。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 確認なんですけど、相手方が減額を求めて、それに応じて和解と、そういう理解ではないということですね。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 訴えの金額で和解をするということであります。訴えた金額、それから減額するという、おっしゃるとおり減額するという意味ではなくて、債権全額について和解をさせていただくということです。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） この2件、今、報告いただいたわけですがけれども、今、この2件とも、これまで一定の接触を試みたものの、十分な話し合いをすることに至っていないということで理解をしていいのか、それと、それぞれ債権の発生時期について説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 金額が全額ではないので、幾らかは入れていただいている方なわけですが、その金額が滞ってしまって、なかなか、それ以上、入ってこなくなったというような場合だろうというように思いますが、第5号の方の分が債権の返済開始が平成22年の8月、6号の方については平成16年の8月となっています。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ありがとうございます。

それで、吉賀町社会福祉士等修学資金貸与条例の第7条に返還の免除規定がございまして、災害、疾病、死亡、その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき、債務の全部または一部を免除することができるということになっておりますが、この二方ともそのような状況にないというふうに判断されたのであれば、その状況について説明願います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えいたします。

本案件につきましては、こうした御本人の状況の確認まで行き着いておりません。それ以前の問題でございまして、本人に接触を試みたものの、いわば全く反応が、お応えが戻ってこない、

そういう状況であります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 接触できてないということで。

以前に、この滞納されておられる方への訪問調査等を、全てではありませんが、何件か行っております。その報告によりますと、本人の病気、家族の病気、失業、そういうものがあるというふうに、そのとき、お聞きをしているわけではありますが、以前に接触したこともない存在であるというふうに受けとめてよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 詳細な、これまでのその交渉といいますか、相手方とのやりとりの経過について、申しわけありませんが、今ちょっと手元にございませんで、詳細にお答えというか、経過をお答えできませんけれども、まず報告第5号の方につきましては、郵便による督促、それから電話による連絡、そうしたものを繰り返してきておったわけですが、最終的に本人から、いわゆる誠意ある態度というか、誠意ある態度かどうか確認できない状況が長らく続いているという状況です。

同じく、報告第6号についても、そうした状況が継続してきているという、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ありがとうございます。

もう一点だけですが、この社会福祉士等修学資金に関する時効の年数は何年になっていますか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 時効は5年です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今、時効は5年ということなんですが、16年と22年ということで、その間、少しずつでも返済して、その後、滞ってから時効が、時効というか、5年は経過してないちゅうことですかいね。どういうふうに。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） そういうことになります。私債権について、そういうように5年以内のところで幾らか債権を納入された方については、その時点で時効が中断して、新たなまた5年が始まっていくということになります。

それと、私債権の場合は一応時効はあるわけですが、公債権と違う部分ですが、公債権は時効

になったら、そのままもう取ることができないという部分があるわけですが、私債権の場合は、時効が来ましても、債権者が納入する意思がある場合については、納入することができるというような性質のもので、公債権と私債権の時効の考え方は若干違ってくることを御理解いただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 8 番、大庭議員。

○議員（8 番 大庭 澄人君） 現在のは私債権と思うんですけど、私債権の場合は、時効が発生して、相手方が納入する意思があれば取り立てられると。意思がなかったら取り立てられないという、そういう発言でしたが、そういう理解でいいんですか。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 本人が時効であるという申し出をした場合については、私債権そのものはそこで時効が成立するということになります。

○議長（安永 友行君） 3 番、桜下議員。

○議員（3 番 桜下 善博君） この後の件にも関連をしていることなんですけど、訴えの提起ということで、貸し付けたお金につきましては、これは町の皆さんの血税からと思うんですが、仮にですね、訴えを起こして勝訴はすると思うんですが、勝訴しても、勝訴した場合でも、返さなかった場合については泣き寝入りということになるんでしょうか。町の皆さんの血税の中からの貸し付けなので、泣き寝入りということは絶対できないと思うんですが、そこまで考えておられますか。この先のことについてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

今回、訴訟を起こすわけですが、私債権の場合、全員協議会のところでも申し上げましたが、強制的に執行ができない、私債権はできないという部分がありまして、裁判所を通して本人の所在を確認したり、財産を調べたりすることができるわけです。そういう中で、先ほどもあったんですが、本人の状況、接触ができない状況がありますので、こちらとして本人がどういう状況に置かれているかというのは、そのことによって、これから本人の状況を調べていくわけですが、それによって、全くそういった生活保護に陥っている、仮に陥っているというような場合については、公債権と同じような部分での取り扱いになるということになりますので、その結果によっては、100%、勝訴して納入が約束できるかということになると、なかなか、そこまでは調べてみないとわからないというのがありますが、仮にそういった、かなり困窮されている方というような実態がわかった場合には、そのときにまたどうするかというのは協議していく必要があるんだろうというように思っています。

○議長（安永 友行君） 3 番、桜下議員。

○議員（３番 桜下 善博君） 私債権ということで強制はできないということではありますが、つまり、その調べた結果によっては返還は無理だと、諦めるということがあり得るということでしょうか。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

結果として、そういった財産が全くないという状況におられる状況になりますと、やはり、議員おっしゃられるように債権放棄するということもあり得るということになります。

○議長（安永 友行君） １０番、庭田議員。

○議員（１０番 庭田 英明君） こうして、今、課長が言われたように、私債権、時効が５年ということがわかっていながら、こうして放置して、しかも裁判を起こしたところで、相手に支払う意思がなければ時効が成立するということであれば、これはもう、何といたしますか、行政が区切りをつけるための一つの手段にすぎないような気がします。とするならば、別に裁判をしてやる必要があるんだろうかという疑問がわくわけですけど、そこの辺のところはどのように考えておられますか。

こうやって２２年、１６年、放置しながら、今になってこういうことが出てくるということにも疑問がありますし、ましてや、裁判して訴訟したところで相手に支払う意思がなければ取れないという裁判を、果たしてする必要があるのかどうかということを疑問に思うわけですけど、どのように考えておられますか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） ほとんどの部分については、時効をまだ迎えてない部分の債権でありますし、私債権において、こうした訴訟をしないと本人の状況が調査できない状況ですので、このまま放っておきますと、やはりそのまま、ただ何もしなくて時効を迎えて、本人からの援用を受けて債権放棄をするというような状況になってしまうんだろうというように思っておりますが、町の姿勢としてやはりきっちり調査させていただいて、債権については納入していただくという姿勢といたしますか、それが皆さんの平等なり公正といったものにつながるんじゃないかという考え方のもとに、こういう訴訟をさせていただくということでもあります。

○議長（安永 友行君） ９番、河村由美子議員。

○議員（９番 河村由美子君） 言われることはわかるんですけども、いわゆる債務者ですね、それに対する最初に連帯保証というのを、保証人をとっていますよね。なかなか即保証人ということにはならないかと思うんですけど、一般に金融機関等でやると、債務者と連帯保証というのは同時な義務があるわけですね。そういったところで、ある意味、本人が、債務者が払わない場合に、連帯保証人の方にも例えば連絡をするとか、そのほうを通じて促してもらうというよ

うな努力をされたんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えいたします。

おっしゃられるとおり、最初の段階では、当のお借りになられた本人と連絡をとって話をするというスタンスで進めております。その後に相手が不誠実あるいはそうしたものが見えてきたとか、そういう状況になったときには、御本人に、連帯保証人の方に連絡をいたしますというふうなことを御本人にまずお伝えした上で、連帯保証人の方に連絡をとったケースというのもございます。連帯保証人に全く連絡をせずに、ここに至っているということではございません。およそそういう流れで本人との交渉といいますか、接触といいますか、そういうふうに進めてきておるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9 番、河村由美子議員。

○議員（9 番 河村由美子君） そういった努力をされたということなんですけども、そういうふうにしても本人は全く払う意思がないということでしょうかね。そういうことになると、法的手段で訴訟を起こして訴えをすれば、時効も免れるし、そういう姿勢も見られるし、確実性が出るかと思いますが、そういった場合に、きちっとできたら、町内でも、私債権、公債権の場合ですね、勤めておられる場合は職場に相談して、給料の何がし、生活費がありますから、何分の1 とかは取れると思うんですが、そういうところまで及んでやって、入る可能性というのを期待されておるわけですかね。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 私債権の場合は、給与のほうから天引きするというのが、あくまでも本人との話し合いがあったらできるんですが、強制徴収ができる公債権については、税金等につきましては給与支払い者に対して強制的に差し押さえということが出来るわけです。こうした動きといった部分は、やはり、町内の私債権滞納者については直接対面で交渉できるわけですが、そういった部分で、町がこういった姿勢を出した、するということについては、そのほかの滞納者におかれても、町内の滞納者におかれても、幾らかの影響は出てくるのではないかと思います。

○議長（安永 友行君） ほかに。1 番、松蔭議員。

○議員（1 番 松蔭 茂君） ちょっとようわからんのですよ。今の私債権とか公債権とかね。この今の案件では、そういう一般論じゃなしに、このことについてどうかというのを今審議しておるんじゃないかと。

それで、今、時効云々というのが先ほどからありましたが、これは一つは22年に貸し付けし

たんですかね。片一方は16年に貸し付けした。それがずっと、何回かで払う、何年かで払うというのが、最終的になっても完済してない、それでこういう訴訟なりを始めるということなんですか。

先ほど時効中断で、例えば10円返済しても、その時点から、返済は返済じゃから、それから時効が5年なら5年あると思うんですけど。要するに、このことについてどうかということをひとつ明確に。一般論で公債権がどうじゃ、私債権がどうじゃということは、この際、関係ありませんので、このことだけについて、ちょっとひとつよろしく。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、お答えいたします。

報告第5号の件でございます。先ほど齋藤のほうが申し上げましたけれども、この件については、平成22年の8月に返済を開始するという、相手にとってみれば義務といいますか、これが発生した時期が平成22年の8月です。報告第6号の案件ですけれども、これは返済の開始が始まったのが平成16年の8月ということです。

それで、この訴訟の金額を見ていただいてもわかるとおり、以降、返済が幾らかあったわけがあります。そこから、申しわけありません、先ほども申し上げたとおり、個別その状況については今手元に持ち合わせていませんし、余り、こと具体についてはお答えできる部分と、そうでないところがあるので、申しわけないですけれども、この報告2件については返済が先ほど言った時期に始まって、幾らか返済が行われたというものであります。そして、御本人から返済が滞った、返済がなくなったという時期がその後に来て、現在に至っているという、こういう流れでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 22年の一つは8月から、もう一つは16年8月から。契約では何年まで。ただ1年か、あるいは5年で返済するということで、その最終返済日がいつか。その間に何ぼか払っとるちゅうなら、それはまた一応、例えば1万円ずつ払うよというのが8,000円しかなかったというようなこともあるんかと思う、そういう意味だろうと思うんですが、この期限内でしたら、要する借ったほう、債務者のほうは期限の利益というのがあるわけなんで、最終的にいつまでという契約になっとったんですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えいたします。

これにつきましては、条例にもその規定を設けておりまして、その返還につきましては、5年以内に返還をしていただくということです。

それで、返還方法ですけれども、月ごとにお支払いいただく、あるいは半年ごとにお支払いをいただく、この2つの方法のいずれかにより5年以内に返還をしていただくという、こういうことになっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 5年と、5年が一応契約。5年後も少しずつでも入っておったという意味ですね、多分。請求しても、要するに5年たちましたよ、まだ完済してないが、そういう意味じゃろうと思うんですが。

それと、もう一つ、これ連帯保証人ですか、単なる保証人ですか、どちらか。ちょっとその2点。要するに保証人と先ほどありましたが、連帯保証人か、単なる保証人か。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 保証人につきましては2名、したがって連帯保証人という形になります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 5年ということで、5年間の間に払うという約束ですね。それで、払わないから、完済しないから、払ってくださいというのを、いろいろ督促状か何かも出していたんじゃろうと思うんですが、そのうちにも少しずつでも入る、要するに誠意の問題ですね、一応完済期限は過ぎたけど、ちょっとこのぐらいつつ、また払わせてくれという話し合いはなかった。要するに少しずつでも入ったかどうか。それによって時効が中断されるわけですから、その辺、入ったかどうか、この件に関して、一般論じゃなしに。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） ちょっと時期的なことを明らかにすることが、今手元にございませるので、明らかにできませんけれども、当初は返済が進んでおったということでもあります。したがって、金額がこのように下がってきておるということです。そこから返済が滞り、そして、こちらからの連絡に対して全く反応していただけないという状況になっている方というふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、質疑は終わります。

本案は報告をもって終了いたします。

ここで休憩します、１０分間。

午前10時01分休憩

.....

午前10時16分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に、おつなぎしておきます。

先ほどの専決処分の議案の中で、私債権の時効等について総務課長のほうから、答弁したことに錯誤があつてはいけないので、会期中に資料等をもって回答をするということがありましたので、おつなぎして御理解をいただいたらと思います。

今の報告に直接、報告の内容について影響をするものではないと思いますので、そういう取り扱いをしますので、お願いいたします。

----- . ----- . -----

日程第 8. 議案第 8 9 号

日程第 9. 議案第 9 0 号

日程第 1 0. 議案第 9 1 号

日程第 1 1. 議案第 9 2 号

日程第 1 2. 議案第 9 3 号

日程第 1 3. 議案第 9 4 号

日程第 1 4. 議案第 9 5 号

日程第 1 5. 議案第 9 6 号

日程第 1 6. 議案第 9 7 号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第 8、議案第 8 9 号訴えの提起についてから日程第 1 6、議案第 9 7 号訴えの提起についてまでを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、一括して上程をさせていただきます。

まず、議案第 8 9 号訴えの提起についてでございます。下記のとおり訴えの提起をしたいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議会の議決を求める。平成 3 0 年 1 2 月 7 日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、訴えの相手方、（1）債務者、島根県浜田市内在住者、（2）連帯保証人、①島根県浜田市内在住者、②島根県浜田市内在住者。

2、訴えの内容、相手方らに対して修学資金返還金 9 4 万円の返済を求める。

3、訴えの提出先、益田簡易裁判所。

4、訴訟遂行の方針、訴訟の進行上必要があると認める場合は相手方らと和解する。

5、提案理由、貸費生は修学資金返還金94万円の返済を怠っている。このまま放置しておくことはできないので、貸費生及び連帯保証人に対して訴えを提起することとし、本提案をする。

続きまして、議案第90号訴えの提起について。下記のとおり訴えの提起をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。平成30年12月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、訴えの相手方、（1）債務者、島根県浜田市内在住者、（2）連帯保証人、①島根県浜田市内在住者、②島根県浜田市内在住者。

2、訴えの内容、相手方らに対して修学資金返還金74万円の返済を求める。

3、訴えの提出先、益田簡易裁判所。

4、訴訟遂行の方針、訴訟の進行上必要があると認める場合は相手方らと和解する。

5、提案理由、貸費生は修学資金返還金74万円の返済を怠っている。このまま放置しておくことはできないので、貸費生及び連帯保証人に対して訴えを提起することとし、本提案をする。

議案第91号訴えの提起について。下記のとおり訴えの提起をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。平成30年12月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、訴えの相手方、（1）債務者、山口県山口市内在住者、（2）連帯保証人、①島根県浜田市内在住者、②鳥取県鳥取市内在住者。

2、訴えの内容、相手方らに対して修学資金返還金83万円の返済を求める。

3、訴えの提出先、益田簡易裁判所。

4、訴訟遂行の方針、訴訟の進行上必要があると認める場合は相手方らと和解する。

5、提案理由、貸費生は修学資金返還金83万円の返済を怠っている。このまま放置しておくことはできないので、貸費生及び連帯保証人に対して訴えを提起することとし、本提案をする。

議案第92号訴えの提起について。下記のとおり訴えの提起をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。平成30年12月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、訴えの相手方、（1）債務者、島根県飯石郡飯南町内在住者、（2）連帯保証人、①島根県飯石郡飯南町内在住者、②島根県飯石郡飯南町内在住者。

2、訴えの内容、相手方らに対して修学資金返還金65万8,000円の返済を求める。

3、訴えの提出先、益田簡易裁判所。

4、訴訟遂行の方針、訴訟の進行上必要があると認める場合は相手方らと和解する。

5、提案理由、貸費生は修学資金返還金65万8,000円の返済を怠っている。このまま放置しておくことはできないので、貸費生及び連帯保証人に対して訴えを提起することとし、本提案をする。

議案第93号訴えの提起について。下記のとおり訴えの提起をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。平成30年12月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

- 1、訴えの相手方、山口県萩市内在住者。
- 2、訴えの内容、相手方に対して医療従事者等確保対策給付金72万円の返済を求める。
- 3、訴えの提出先、益田簡易裁判所。
- 4、訴訟遂行の方針、訴訟の進行上必要があると認める場合は相手方と和解する。

5、提案理由、相手方は医療従事者等確保対策給付金72万円の返還を怠っている。このまま放置しておくことはできないので、訴えを提起することとし、本提案をする。

議案第94号訴えの提起について。下記のとおり訴えの提起をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。平成30年12月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

- 1、訴えの相手方、島根県江津市内在住者。
- 2、訴えの内容、相手方に対して医療従事者等確保対策給付金72万円の返還を求める。
- 3、訴えの提出先、益田簡易裁判所。
- 4、訴訟遂行の方針、訴訟の進行上必要があると認める場合は相手方と和解する。

5、提案理由、相手方は医療従事者等確保対策給付金72万円の返還を怠っている。このまま放置しておくことはできないので、訴えを提起することとし、本提案をする。

議案第95号訴えの提起について。下記のとおり訴えの提起をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。平成30年12月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

- 1、訴えの相手方、兵庫県高砂市内在住者。
- 2、訴えの内容、相手方に対して医療従事者等確保対策給付金72万円の返還を求める。
- 3、訴えの提出先、益田簡易裁判所。
- 4、訴訟遂行の方針、訴訟の進行上必要があると認める場合は相手方と和解する。

5、提案理由、相手方は医療従事者等確保対策給付金72万円の返還を怠っている。このまま放置しておくことはできないので、訴えを提起することとし、本提案をする。

議案第96号訴えの提起について。下記のとおり訴えの提起をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。平成30年

1 2月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、訴えの相手方、宮崎県小林市内在住者。

2、訴えの内容、相手方に対して医療従事者等確保対策給付金72万円の返還及び水道料金2,846円の支払いを求める。

3、訴えの提出先、益田簡易裁判所。

4、訴訟遂行の方針、訴訟の進行上必要があると認める場合は相手方と和解する。

5、提案理由、相手方は医療従事者等確保対策給付金72万円の返還及び水道料金2,846円の支払いを怠っている。このまま放置しておくことはできないので、訴えを提起することとし、本提案をする。

議案第97号訴えの提起について。下記のとおり訴えの提起をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。平成30年12月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、訴えの相手方、山口県萩市内在住者。

2、訴えの内容、相手方に対して医療従事者等確保対策給付金72万円の返還及び水道料金2万6,234円の支払いを求める。

3、訴えの提出先、益田簡易裁判所。

4、訴訟遂行の方針、訴訟の進行上必要があると認める場合は相手方と和解する。

5、提案理由、相手方は医療従事者等確保対策給付金72万円の返還及び水道料金2万6,234円の支払いを怠っている。このまま放置しておくことはできないので、訴えを提起することとし、本提案をする。

以上9件でございますが、これにつきましても先般の全員協議会のほうで御報告をしておりますので、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 医療従事者に関しては連帯保証人が設定されていないのは、条例等でそうなっているのと思いますが、今後、連帯保証人を設定するような意向というのは、条例改正になると思うんですが、どうなのかということと、あと、延滞すると延滞利息が発生すると思うんですけど、利息等、延滞金の利息はどう扱いになるのかということと。

ただ、こういった、何年か町内に勤めてという条件つきがあると思うんですけど、それを履行しないこういう事案が発生したと思うんですけど、何人かは返済している方もおられると思うんです、そういうことで。

そういう中で、払っている方は真面目に返している。返さないのは返さないで得したというこ

とがないように、これは厳しく粛々とやるべきと私は思うんですけど、そこら辺のことについてぜひお願いします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 大庭議員の最初の質問のほう、医療従事者確保対策の連帯保証人の部分についてお答えをさせていただきます。

条例規則上、医療従事者確保給付金については、連帯保証人を求める規定にはなってございません。御本人からの申請及び就業の証明と、それと誓約書、町内の医療機関に従事をしますという誓約書をいただいておりますといったところでございます。

そういったところで連帯保証人については、ほかの部分とは異なりまして、つけていただく必要はございませんが、今後、その部分については改正も含めて検討のほうを原課のほうでさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 延滞金のことについてお答えさせていただきます。

私債権については延滞金がつかないということになっておりますので、今回の部分については延滞金までは徴収しないということになります。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） この条例を見ますと、72万円返還という方が5人おられるんですが、この条例で言いますと准看護師として6年間勤務するものというふうにここに書いてありますが、72万円ということは丸っきり、1年でやめた方も72万円、5年勤務された方も72万円ということになると思うんですが、全く返還は一銭もしないということなんでしょうか。72万円という方が5人おられますけど。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの御指摘のとおり返済がゼロということでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 済みません。関連で、さっきも言ったように、1年働いても72万円、5年働いても72万円、全く同じなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 6年を満たさなかった場合は全て72万円全額返済をしていたという形となっておりますので、1年であっても5年であっても同じということになります。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 訴えの相手方が萩市内とか浜田市内とか、近県におられる方に対して、面談なりして払ってくれという督促に行ったのかどうかお伺いしたいと思います。全てに

対して。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 担当でないのかもしれませんが、資料から見ますと電話の催告は全て行っております。

それで、先ほど言いましたように、住所が強制的に調べられない部分がありますので、最初に契約を交わすときの本人の電話番号、連帯保証人さんの電話番号等への連絡はしているという報告はありますが、個々によって、近い所については担当者が訪問し、直接話をされた対象者もおられるというように伺っておりますが、私はそこまで今資料を持っておりませんが、電話催告等はしているという資料をいただいているところです。

○議長（安永 友行君） 9 番、河村由美子議員。

○議員（9 番 河村由美子君） これの、医療従事者の分が5人とも72万円ですが、一銭も入っていないということでしたが、いつからこういうふうに払っていないんですか。何年たっているんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 医療従事者についてお答えします。

まず、議案第93号の方については返済開始が平成28年4月です。94号の方が29年の5月です。それから、95号の方が28年の4月、96号の方が28年の7月、97号の方が28年の4月ということになっています。

○議長（安永 友行君） 2 番、三浦議員。

○議員（2 番 三浦 浩明君） 9件ありますけど、結局、先ほどのことも含めまして、債務者、連帯保証人等とついていきますけど、前も説明もあつたんですけど、この9件に関して、どういった理由で支払いができないかと、主な原因、あると思うんですけど、生活関係、仕事関係、いろいろあると思うんですけど、主な原因は何ですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えをいたします。

個別これが、この議案についてはこうだということは控えさせていただきたいと思いますが、電話等でのやりとりからいくと、相手方の言葉を使わせていただければ、なかなか生活が苦しいんですよとか、そうした言葉が戻ってくるというふうな状況です。

当然こちらも、生活が苦しいということだけでは私どももなかなか納得というか、そういうことにはなりませんので、それではどのような状況なんだろうというふうなところを、実際はそれ以上お聞きをしたりもするんですけども、最終的にはそうした御自身の生活状況、そうしたものの理由とされるということが多いというふうなことでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2 番、三浦議員。

○議員（2 番 三浦 浩明君） 細々言いますけど、連帯保証人がついている場合、債務者はもとより、通常であれば連帯保証人 2 名ついていると思うんですけど、流れからいくと債務者がだめなら連帯保証人に請求をすると、こういったシステムといいですか、なっていれば、逆に言えば回収しやすいと、そういった理解もできると思うんですけど、その中で、今の生活に困っているとか、そういったことも言われましたけど、この連帯保証人についてはどういった理由で支払われないと、そこら辺を伺います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 実際、これまでの経過を先ほども幾らか申し上げましたけれども、連帯保証人さんのほうに直接的に、御本人さんがこういう状況ですから連帯保証人の方に御連絡を差し上げましたというふうな、こうした動きについては、ごく最近開始をしたような状況です。それまでのところでは、基本的には御本人に接触を試みて、御本人から返済という形で、そうした方向に行けるように交渉を進めてきたというふうな話であります。

それから、補足的に申し上げますと、そうして連帯保証人さんのほうにも、こちらからお声かけをさせていただいたケースで、今回、当然議案としては上程してはおりませんけれども、そうした動きの中で、先方さんが、連帯保証人さんと当人が話をされたと思うんですけども、幾らかその返済が滞っていたものが今開始されているという、そういう方も実際にはおられます。

さまざまなケースがあるというふうに御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6 番、大多和議員。

○議員（6 番 大多和安一君） さっきから聞いていますと、督促といいですか、それについては直接訪問をするというのは少ない。なぜ直接訪問をしないのか。電話で済ましているということが多いように聞いておりますが、なぜ直接足を運ばないのか。町の職員はそれほど足を運んで行かなくちゃいけないんじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。そのあたりについて町長、どのようにお考えですか。

○議長（安永 友行君） 総務課長が答えます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどの議案でもおわかりのとおり、近隣の所におきましては、議員がおっしゃられるような何度となく訪問をするというような状況ではございませんけれども、近い所には実際に訪問をさせていただくというケースもございます。いかんせん遠方の方々については電話、あるいは郵便、そうしたものの接触といいですか、連絡方法をとっているという、こういうことでございます。

おっしゃられるとおり、さらにこちらのほうが足を運んで、本人と対面するというふうなところ、そうしたことは確かに言われるとおりだろうというふうに思いますので、そうした部分も今後はまた注意して業務を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 関連になるんですが、この訴訟に関しましては、決算審査特別委員会で、滞納者が多いということで、委員会のほうから、もっと強い姿勢ですべきではないかという要望をしまして、それに基づいて行政のほうで素早く取り組んでいただいたと私は敬意を払うものであります。

それはそれとしまして町長にお聞きしたいんですが、これは、町内の医療従事者が少ない、あるいは介護福祉士が少ないということで、町外からこういう、吉賀町に行けば学園に入学していただいて資格を取り、また、ある程度勤務をしていただいたら免除しますよという、そういうふうなことで六日市学園の設立にも経緯があると思うんですが。

言葉は悪いんですが、善意につけ込むというんですか、そういう募集もあって、吉賀町に行つて資格を取って、ある程度勤務したら免除になるというところを、逆にこういうふうに資格は取るだけ取って、それで決められた年数も勤務せずに、お金も返さないと、そういうような現状、明と暗があると思うんですが、これを、今随分議論をされておりますが、この現実について町長はどのような考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 六日市病院を初め、まだ言えば六日市学園の生徒の確保、非常にここ数年苦戦をしておられ、先般も、先ほど行政報告で申し上げましたように、要請書が出たところでございます。

そうは言いながらも、六日市病院、それから、その前段で准看護師、あるいは介護福祉士含めてですけど、六日市学園さんの学生を含めて、学生の確保、人材の確保ということと、今回のような奨学金、修学金の返済というのは、これは全く別物でございますので、これはそれぞれの機関で、生徒さんなり医療従事者を確保していただく、そこへ向けて行政としてもしっかりと支援をしていただく。その一つとして、数年前にこういった制度をつくって対処をさせていただいているということで、ある意味その確保については効果はあると思います。

ただ、お貸しをしたお金を返していただくというのは、これは当然のことでございますので、そうした中でこういったような現状になっているというのは、非常に残念な思いがいたします。

ですから、先ほど総務課長もお答えしましたが、まだまだ足りない部分があるかと思いますが、返済に向けてしっかり足を運んだり、そうは言いながらも債務者、あるいは連帯保証人の

方の居所すらわからないという実態もあるわけでございます。

しっかり、電話もそうでございますが、足を運んで、これからお貸しをした金額をお返しをしていただくということは、しっかり頑張っていきたいと思いますが、一方ではこういった現実が起こっているということでございますので、連帯保証人をこれからつけるというようなお話も先ほど担当課長のほうからもさせていただきましたが、確保するということと、お金を返済をしていただくということは本当別物でございますので、これはこれ、これはこれということで、これはしっかり切り分けて考えていかなければならないと思います。

そもそも今回、訴えの提起を起こすということで専決処分と、議案も数名の方について提案なり報告を今させていただいているところでございますが、私債権と言いながら税と同じでございます。

税を初め公平公正な部分であるとか、住民の方に対しての説明の責任であるとか、それから、住民の皆さんに対しての行政の姿勢、これをしっかり見せていく必要があるということで以前からも指摘を受けておりましたが、今回ああして文書で決算審査特別委員会のほうから活字になったものをいただいたわけでございますので、それをしっかり履行させていただこうということで、今回初めての手続でございましたが、議会のほうへこうして報告なり上程をさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 1 番、松蔭議員。

○議員（1 番 松蔭 茂君） 先ほど、利息は取れないということだったんですが、普通、お金を貸すと利息があると、銀行なんかの場合はそれで、金もうけのために金を貸して利息でもうけるということになっているので、この貸付は銀行のような要するに営利目的でやるわけではないから、利息は取れないということだと思うんですが、貸付金には変わらない。

それで、例えば私が、隣の人から金を 10 万円ほど貸してくれというふうにして、それなら来年まで返せよというふうですと、来年のいついつというふうに期限を決めて返さない場合は、民法上、その場合は別にそういう利息の契約がなくても、もし請求されたら、例えば通常の利息。

普通は、銀行の場合は、要するに損害金という名目で 14.5% 取るわけです。すると莫大な、例えば 1,000 万円が 8 年で元金になっちゃう。とそれがいっしょの貸付になるから大変な、この場合も全くそういう貸付金には間違いないので、あげたんじゃないからね。補助金で、そういうことは民法上、何かそういうあることを研究されましたか。

というのは、そういうことがあるのを私、無理に規定がなくても、貸したら、約束日を過ぎたときには、過怠金、要するに罰則金というようなことにとれるような話があったような気がするんですが、その辺研究してみてください。

というのは、利息がつくよということになると、法的にも何ぼでも、今 14.5 だったら 7 年

か8年で元金と同じぐらいになっちゃう。そのことをもう一遍話してください。

それと、先ほど相手先の住所を調査できないと言われたけど、何遍も言いますが、貸付金、金を貸したことは間違いないので、これが調査できないことはないはずと思うんですが、それって逃げ得になるので、一般の我々でしたらできないけど、例えば弁護士だったらできるんじゃないか。銀行なんかはとことんまで追いかけます。それは銀行の話をしてもしようがないけど、それが本当にできないかどうか。

要するに、相手がどこに行っているかわからんけど、それを調査することができない。普通、転居でしたら、どこへいるかというのを住民課で、どこへ変わったというのはわかって、行き先わかって、またやって向こうも調べれると思うんですが、この2つお答えください。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えさせていただきます。

私債権、条例で決まっているんですが、その条例の中に延滞利子を設ける項目がありましたら取ることもできるというように思うんですが、そういった部分はないということです。

それで、銀行等の債権の分については契約書があります。契約書の裏に小さい字でいろいろ書いてあります。銀行等から、銀行の債権によって住所を請求されるというようなこともできるわけですが、それについては契約書の中にそのことも明記されております。

それによって調べるということができるので、この行政の私債権について、そういったことが、これは何かというのは私も今、ここではわからないんですが、実際うちの条例の債権の中には延滞金を取るとか、そういった部分はありませんので、実際取れないのではないかと考えているところです。

この辺については、済みません。もうちょっと確認をしてお答えしたいというように思っておりますが、今、私の見解ということであれですが、時間をいただきたいというように思っております。

○議長（安永 友行君） 1 番、松蔭議員。

○議員（1 番 松蔭 茂君） 私が言いたいのは、貸付金、税金、皆様の税金から貸し付けるといいますから、要するに約束違反、返さないのは。確かに契約が全て、何事も契約が優先するわけですが、書いてないからというんだったら、またそれも考えられないことはない。わざわざ利息を取ります、延滞金は取りますということが書いてないからと今言われたけど、それなら、例えば返さないという要するに罰則のようなもの、それでそういうことが新たにできるかどうかというのを聞いたわけです。

それから、先ほど言われた調査ができないというのも、銀行なんかのように裏に調査しますよと書いてあるかどうか見たことはないんですけど、それがないからできないということ、そう言わ

れた。要するに契約にないからできない。それはちょっと、要するに、問題は、貸付金を返して
こんからということで、これは罰則は当然何でも伴うものと思うんですが、もう一遍その辺お答
えください。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 済みません。裏づけについて私も自信のある答弁ができません
ので、ちょっと時間をいただいて確認をさせていただきたいというように思っております。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長の申し入れで、今から調査するということなので、そう時間は
かからんと思いますが、10分間休憩します。

午前10時52分休憩

.....

午前11時06分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁残りについて、齋藤課長より答弁してもらいます。齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。最初、住所の問題、調べられるかということですが、これについては私債権の担当が住民票を取り寄せることができるという、住基法の第12条
の2の規定によって、住所の住民票の請求はできるということになっているということですので、
現住所そのものの請求はしているということでありました。大変、その辺の説明が齟齬があった
ことをおわびしたいと思います。

それから、利息についてであります。これについては取れるのか取れないのかというのはこ
の時間でわかりませんでしたので、最終日までのところで精査させていただきたいというところ
です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 確認ですが、私債権の場合、時効は5年ということでしたけど、
先ほどの専決処分のところでも、総務課長、最終的な返済日、ちょこちょこ入っておって、それ
が途切れて、結局に現在に至っておるんだという説明でしたけど、しかも時効には至っていない
ということでしたので、最終的な返済日、各項目に対して、各議案に対して最終的な返済日とい
うのはわかっておられるはずですので、そこの辺のところを少し説明していただきたいと思いま
す。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

先ほど議長のほうからも言っていたんですが、時効については整理をしたいというふう
に思います。

今の時点で、時効についてわかっている部分については、こういった貸付金等につきましては時効はとも10年ということでありました。今のところですね。法律がまた民法が変わりますので、変わった場合もあるんですが、近々、変わる可能性があります、今のところ10年です。

それで、時効ですが、私債権の時効というのは、本人の援用といいますか、本人が時効を申し出ない限り時効が成立しないということで、債権そのものはずっと残っております。裁判の訴訟を起こすということになりますと、訴訟を起こした日から時効が中断するということですので、全ての案件について、そこからまた5年の、訴訟を起こした日から5年の時効が発生するということになります。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それぞれの最終的に返済された時期ということでお答えをいたしたいというふうに思います。

まず、議案の第89号につきましてです。これにつきましては、これまで返済はございません。それから、議案の第90号です。これにつきましては、最終的に返済が平成26年の4月。それから、議案の第91号です。これにつきましては、平成30年の7月。それから、議案第92号です。これは平成26年の8月。それから、議案第93号、94号、95号、96号、97号、これは先ほども御質問にありましたけれども、返済はないというふうに見ていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今回の私債権とか言いますが、最初に私が発言することがヘイトスピーチになっちゃいけないので、ヘイトスピーチではないということをお断りして発言しますが、今、入管法も改正されて、今後、外国の方も多く入ってこられるようになると思います。その方々にも、もしこういうのが適用されて、その方が学園なりを卒業されてすぐ海外へ帰られると、またこういうことが難しくなると思うんですが、そのあたりについての管理についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 基本的には、こうした制度を、外国籍の方が使われるというふうなことがあるかどうかちょっとあれなんですけども、私どもとしてはこの条例、そしてそれに基づいて規則、そうした手続に従って、外国籍の方であろうと、当然日本国籍の方であろうと、同様な考え方で対処していくということになるかというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（６番 大多和安一君） 扱い方は一緒だということはわかりますが、どのように管理されるかということをお聞きしておるのであって、今の課長の答えは私の質問の回答にはなっていないと思っておりませんが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 恐らく、こういうふうな今お諮りしているような状況に陥ったときに、どのように対応していくのかというふうな御質問というふうにお受けしてよろしいでしょうか。

いわば国籍の違う方、あるいはその方がまた自分の母国というか、そうしたところにお帰りになられたというようなときにどうするのかというふうな話と理解いたしますが、そうしたケースをそもそも私ども想定していないというところもあるんですけれども、そうしたときにはしかるべき専門家にいろいろと御教示いただきながら進めていくというふうなことになるかと思います。具体的には、弁護士さんに相談をさせていただいたり、そういうふうなことで対応していくということになるかというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ６番、大多和議員。

○議員（６番 大多和安一君） しかるべき措置で、そうなったことを想定していない、弁護士さんと相談してということになります。そうなるもまた余計、言うちゃ悪いですが、銭のかかることですので、そうならないような管理をしていただきたいと思います。と思っています。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。７番、河村隆行議員。

○議員（７番 河村 隆行君） 議案の９３号から９７号までの最終的な債権、滞った日がお知らせしてもらえましたが、２８年４月というのが２年半たっておるかなと思うんですが、医療従事者対策の給付金は町内の事業所へ勤められての給付金と思うんですが、当然、申請されるときに町内のどこへ勤められているという町内の事業者の方の証明もあると思うんですが、そこへ勤められて２年半もしてから事業所から連絡があつておられないのがわかったのか、それともこちらでわかったのか、医療業者のほうはそういう初めの申請のときにどこへ勤めるからといって申請されると思うんですが、そこからのここから出られましたよとかいう連絡もないんでしょうか。そういう連携がちゃんととられておられたら、こういう２年半もわからないというようなことはないんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

それぞれ町内に医療従事者として従事していただく期間を満了せずに、さまざまな御事情で吉

賀町を離れられるということでございます。大体その際には、全く届け出等々がこちらのほうにないような形で、この町を去られるというようなケースは少ないというふうに思っております。大抵、転出等々の手続に来られますので、こういった給付金を受ける際には、必要期間を満たさない場合は返還の義務が生じますというところを事前に説明をさせていただきまして、町を離れる場合には連絡をいただくというような形となっておりますので、大概の方がそういった形で町のほうに届け出はしていただいているといったところでございます。

その後に、そのときにもいろいろ返済の話をさせていただきますけれども、実際には返済が行われない方々に対して、今回このような形の対応をさせていただいたというようなところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第8、議案第89号訴えの提起についてから、日程第16、議案第97号訴えの提起についてまでの質疑は保留しておきます。

日程第17. 議案第98号

○議長（安永 友行君） 続いて、日程第17、議案第98号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第98号でございます。吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

吉賀町長等の給与等に関する条例（平成17年吉賀町条例第39号）の一部を別紙のとおり改正する。平成30年12月7日提出。吉賀町長岩本一巳。

事務を所管しております総務課長のほうから詳細に説明申し上げますので、よろしくお願いいたしますします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、議案第98号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部改正の詳細説明をさせていただきます。

議案とともに、参考資料1ページを見ていただければと思います。資料のほうで御説明をしてみたいです。

まず最初に、この条例改正ですけれども、国の法律、これが国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律というものがございます。これが改正されました。これに準じまして、本条例を改正するものということでもあります。

さらに、中身を申し上げますと、条例第5条、これの期末手当が規定されておりますけれども、その支給率について改正をかけるというものでございます。

内容であります。資料を見ていただきますと、まず上段の表です。

最初に申し上げておきますと、この上段の表は平成30年4月1日適用というものでありまして、改正部分にアンダーラインをしておりますけれども、第5条のちょうど中段ですが、6月に支給する場合において「100分の157.5」、これを改正後のほうを見ていただきますと「100分の160」、そして12月に支給する場合において「100分の172.5」とありますものを「100分の175」に改正するものでございます。

期末手当の合わせますと年間支給率で言えば「3.30月分」であったものを「3.35月分」に改正する、つまり0.05月分引き上げるといふ、こういうものでございます。

それから、資料を見ていただいているものの今度は下です。適用月日は、平成31年の4月1日に施行するということになりますけれども、これも期末手当の支給率の改正でございまして、6月の支給率、これ「100分の157.5」、これを改正後は「100分の167.5」、そして12月に支給する場合においては「100分の172.5」を改正後においては「100分の167.5」といふふうに改正するものでございます。

いささか適用月日が違いますので、わかりにくい部分があるかと思っておりますけれども、上段の表、下段の表、ともに年間支給率といたしましては3.35月分ということになってまいります。31年4月1日施行の分、これは資料の下段の表でありますけれども、これにつきましてはいわば6月と12月の支給率、これを平準化、いわば均等にするという改正内容ということでお読み取りをいただければというふうに思います。

以上で、議案第98号の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 人事院勧告に基づいて、これも改正するということのようですが、今から、まだ上程されておませんが、町の職員の給与改定もこれから上程されようとしております。

そこで、お尋ねしますが、今回の給与改定に伴い、町の職員、町長の期末手当の見直しも含めて、総額でどれくらい必要になるのか、お尋ねします。値上げ分がどれだけになるかということをお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 補正予算案にももちろん額が上がっておりますが、質問趣旨におかしいことはないので、ここで答えてもらいます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 本条例改正に伴うもの、それから議員さんが今おっしゃられたいわ

ゆる一般職員の給与改定に係るもの、これらにつきましては後の一般会計補正予算等で、そうしたところの数字については御説明申し上げるというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 予算案が出たときに答えると言います。そして、額はそこでわかるし、関連じゃけ、ちょっと言うてもいいと思うが。

○総務課長（野村 幸二君） 大変失礼しました。

それでは、まず特別職の部分です。これについては、期末手当に係るものですが、10万4,000円の増額ということになってまいります。

それから、今度は一般職員でございます。いわゆる給料部分でありますけれども、70万1,000円、それから若干職員手当等にも影響してまいりますので、その金額については275万3,000円ということでございます。

○議長（安永 友行君） ちょっとページを言うてや。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 大変失礼しました。

私が今申し上げましたのは、本日配付をいたしております、最後に議案第110号としておつけしております一般会計補正予算の数字を読み上げさせて、その最終ページの給与費明細書の部分の数字を申し上げました。

この部分と、その前段で特別会計の補正予算も上程させていただいておりますけれども、その部分の中にも今回の給与改定に係るものがありますので、また後ほどの上程の際にそこいら辺の説明もさせていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第17、議案第98号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第18．議案第99号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第99号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第99号でございます。吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

吉賀町職員の給与に関する条例（平成17年吉賀町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。平成30年12月7日提出。吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第99号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案とともに、参考資料の2ページをお開きいただければと思います。

人事院勧告に伴います国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正、この法律に準じまして、町職員の給与に関する条例、内容的には第18条、ここの宿日直手当、それから第20条の勤勉手当、第21条の期末手当、そして第5条に規定してございますいわゆる月例給部分ですけれども、ここの別表を改正するという内容でございます。

それでは、資料のほうを見ていただきまして、資料は2ページでございます。

まず最初に、第18条、宿日直手当でありますけれども、現行「4,200円」、これを改正後は「4,400円」にするものでございます。

それから次に、第21条です。これは勤勉手当の改正であります。第21条の第2項、ここの支給率でありますけれども、第1号、（1）と書いてある部分ですが、再任用職員以外の職員、これを「100分の90」から「110分の92.5」に改正をする、そして6月と12月の支給がございまして、年間で「100分の5.0」、言いかえまして0.05月分の引き上げの改正ということになってまいります。

それから、同じ第21条の今度は（2）のところを見ていただきますと、これは再任用職員の部分です。「100分の42.5」を「100分の45」に改正するというものです。これも6月と12月の支給がございまして、年間で申し上げますと、「100分の5.0」引き上げる、すなわち0.05月分の引き上げ改正ということになってまいります。

それから、資料3ページに移っていただきまして、第20条です。これについては期末手当の改正ということでありまして、第20条の第2項、再任用職員以外の職員ということになりますが、それから第3項、これが再任用職員でありますけれども、年間支給率自体は変更はございませんが、6月と12月の支給率を均等にするという、こういう改正でございます。

それから、資料は進んでいただきまして、4ページから9ページまでです。冒頭申し上げました条例第5条に規定してあります別表第2というものがいわゆる給料表ということになりますけれども、これにつきましても人事院勧告に基づく給料表の改正ということでございます。

この部分につきましては、平均改定率が0.2%、金額で申し上げますと400円程度の引き上げであります。ただし、初任給、いわゆる若年層に手厚く配分するという形になっておりまして、初任給について1,500円の引き上げ、それから若年層部分について1,000円程度の引

き上げというふうな内容ということで見ていただければと思います。

それで、適用のことについて、最後に申し上げておきたいと思います。第18条の宿日直手当、それから第21条の勤勉手当、それから別表第2、給料表の改正、この部分につきましては平成30年4月1日から適用ということになります。それから、第20条の期末手当の改正ですけれども、これにつきましては平成31年4月1日からの適用ということで、お読み取りをいただければというふうに思います。

以上で、議案第99号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 先ほどの町長等の給与の改正に関する条例ですか、これもですが、いずれも30年4月1日からの適用というのがありますが、これについて、今、町内の景気がそんなによくなっているとは思っていませんので、町内でこんなにたくさん給与がどんどん上がるという状況はないんじゃないかなと思いますので、せめてこの条例が上程をされた今月、12月からの適用というような形にはなりませんか。そこをお伺いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 前段、議員がおっしゃられた町内の状況等々ということでございます。その点につきましては、こちらとしても承知しておるといえるか、そうしたことも当然理解はしておるところを最初に申し上げておきたいと思います。

それで、今回の条例改正でございますけれども、基本的に私どもの給与に関しましては、改正するかしないかのよりどころといたしましては、基本的には人事院勧告というものに依拠するといえるか、準拠するといえますか、そうしたことで行っておるという状況がありますので、今回、そのような提案内容とさせていただいておるということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 人事院勧告に基づいてということなんですけど、人事院勧告を必ず遵守しなければならないのかという基本的なことなんですけど、それと先ほど6番議員の質問にも関連しますけど、該当自治体の給与というのはそんなに上がってなくて、給与を上げる場合は該当自治体の平均に準じて行うというただし書きがあると思うんですね。そこら辺を考えれば、ちょっと無理があるんじゃないかなと思うんですね。私は昨年の12月の定例会のときにも、そういう質問をしております。調べてもらったらわかると思います。

それと、あと宿日直手当を200円上げるということですが、200円上げる根拠というのがなぜ上げなきゃいけないのかというのと、それとあと勤勉手当というのは、要は職員の働いたの

に対してよく働きましたねという評価でつくと思うんですね。そこら辺の評価をどのようにされているのかということと、期末手当の中に扶養手当を多分今回入れておられると思うんですけど、手当に手当を加算して算出するというのはどうかなと思うんですが、そこら辺の以上何点か、お願いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 大変失礼しました。

まず、人事院勧告というものに対して、必ずしもそれに従う必要はないのではないかという質問が最初の質問だろうというふうに思います。

これにつきましては、確かに町独自でそうした給与額の設定を行うということは、確かにそれは技術的にも実際にできなくはないということではありますが、実際に人事院勧告が出る出方といえますか、相当の調査をもって全体として、あくまでも人事院勧告は国の国家公務員に対するものですので、国向けの話ではあるんですけども、そうしたものをお出しになられているということです。そうしたものを私ども地方公務員というところで参考にするのは、当然それは参考にすべきという部分もあろうかというふうに思っております。

これまでのやり方がそうであったから今回もというふうな、そういうところではございませんけれども、そうした国の人事院勧告というものをある意味こちらも準拠すべき部分も当然あるわけですので、そうした意味で今回の条例改正を御提案申し上げているということでもあります。

それから、次の宿日直手当、200円の引き上げ部分です。この部分につきましては、大変申しわけないですけども、その根拠となるものを今手元に持ち合わせておりませんで、後ほど回答させていただければというふうに思います。大変申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。

それから、今回、勤勉手当の支給率の改正を行う、そして勤勉手当の本来の趣旨について、大庭議員さんのほうから話がありました。まさにそうした意味で、勤勉手当が設けられているということであろうと思います。そして、それに対して役場の現状の対応でありますけれども、人事評価制度、これを役場内部で導入いたしまして、それをもって評価を行っているということでもあります。

ただ単に勤勉手当等にそれをダイレクトに反映するというよりも、今、私どもが進めておりますのは人材育成という観点、これを主として人事評価制度を今運用しているということでもあります。そうした状況ではありますけれども、今、議員さんがおっしゃられた部分については、こちらとしても当然理解はしているということでもあります。

最後の扶養手当です。基礎額というものが、給料月額と扶養手当を合算したものということでもあります。これにつきましては、これも条例がそうなっているから、国がそうなっているからと

いうふうに申しあげたらまたあれなんですけれども、扶養手当というものの性質等から、基礎額の中にこれを算入する、合算するという考え方となっているものと、こちらとしては理解をしているというところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 人事院勧告に基づいてというんですけど、日本の人事院勧告制度自体がどういうふうに算出されているのか、よくわからんですけど、都会と特にこういう中山間地の地方自治体とはかなり大きな隔たりがあると思うんですいね。そういう中で、全てを準じてするというのは問題があると思うんですいね。

そういう意味で、ちょっと考えるべきではないかということと、給与が上がるということは皆さん別に大変いいことだと思います。上げるほうが、誰でも上がったほうがいいと思います。ただ、地方自治の財政が苦しい中でこういうことはどうかなという、そういう意味で申しあげているので、そこら辺ともう一つ、再任用職員のボーナスも出るということ自体がよくわからんですけど、そこら辺、パートの方なんかは出ないんでしょうね、役場の方は。

そこら辺が、再任用職員とパートの違いがあると言われたらそれまでですけど、その辺がよくわからんですけど、一旦退職金をいただいて退職されていて、また雇用されて、それが再任用職員となるわけですけど、そこら辺でボーナスを出すというのがどうなのかなと思うんですが。

○議長（安永 友行君） 今の質問、全部でなくて1つ、前段の宿日直手当についての答弁も残っておりますので、とりあえず再任用職員についての考え方について答弁していただいて、その後、休憩しますので。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 再任用職員の御質問についてお答えをいたします。

再任用職員、いわゆる役場の職員であった者が一旦退職して、また役場のほうに勤めるという、簡単に申しあげるとそういう話であります。この制度そのものは、正確な数字で言えなくて申しわけないですけども、数年前に始まった制度でございます。この制度を用いるときには、国、あるいは県、そうしたところから一定基本的な考え方が示された上で今の制度を町としてつくり、そしてそれを運用しているということでもあります。

御質問のそこに向けてボーナスがどうなのかということがありますが、そうした見方もあろうかと思いますが、別の見方を申し上げますと、当然これまで長年役場でお勤めであった方で、相当な業務の遂行力は持っているわけです。そうした方々が引き続き役場にお勤めいただくと、そういうふうなところから考えても、一定そうした部分の配慮といいますか、そういう手当があってもいいという、こういう解釈もできるというふうには思っております。

そこいら辺で、先ほど申しあげたとおり、制度構築の段階から基本的な考え方を示されて、そ

れに基づいて再任用職員の考え方、実際に運用を行っているという、こういう流れでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 先ほど述べましたように、答弁残りを午後の会議の冒頭に行って、日程第18の議案第99号をまた再開いたしますので、ここで休憩いたします。午後1時から再開します。

午前11時54分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

議案第99号についての質疑が続行中です。質疑を許します。質疑はありませんか。

失礼しました。最初に、午前中の答弁残りがあります。野村総務課長のほうから答弁をしていただきます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、午前中のところの御質問でありますけれども、お答えをさせていただきたいと思います。大庭議員さんからの御質問であります。

まず、1つ目です。宿日直手当、これを今回200円を増額する、引き上げるという条例改正の内容です。この根拠はということですが、この根拠といいますと、人事院勧告の中にそれが盛り込まれていると。その人事院勧告でございますけれども、これは御承知のとおり、民間等の給与を調査し、国家公務員の給与と比較をするということになってまいります。比較項目の中に、月給と言われるものであったり、諸手当というものも含まれるという格好で、調査が行われるということです。

したがって、宿日直手当の額につきましては、民間におけるこの種の勤務の実態であったり支給実態、そうしたものを人事院のほうで考慮されて、結果として200円の引き上げを勧告されたというものでございます。それに倣って、本条例改正の提案をさせていただいているということで御理解をいただければというふうに思います。

それから、後段の御質問です。2つ目の質問であります。人事院勧告に準拠するといいますか、それに倣う格好で、今回、条例改正をしておるところでございます。そのままの改正がどうなのかというような質問だろうと思います。

午前中のところで幾らか答弁をさせていただきましたけれども、勧告制度の成り立ちそのものも公務員にとってある意味なくてはならないといいますか、制度であります。といいますのも、そうした給料を決定するというふうな仕組みそのものが、公務員についてはさまざまな制約がかかってくる、その中で人事院という、いわばそういう機関が給与について調査をし、勧告を出してくるというふうな、こういうつくりであります。

それに従って、最終的には国で言いますと政府といいですか、そこがそれをそのとおり改正するかどうなのかというのは決定なさるという話でしょうけれども、ことしの勧告については、これも御承知かと思えますけれども、11月の28日に実際にこれが参議院で法案が成立をし、11月の30日に改正が公布されたというふうな流れで、これまで来ているというところでございます。

それから、若干、勧告制度の中身について申し上げておきたいと思えます。これはあくまでも国の人事院の勧告制度ということですが、企業の規模50人以上という企業に向けて調査をかける、約1万2,500の民間事業所の約53万人の個人別給料を実際に調査をされて、官民比較を行うということでございます。その上で、月例給であったりボーナスであったり、そうしたものをどうするかというところで勧告が出されてきているということでもあります。そうした緻密な調査の上で勧告が出てきておりますので、一定それに倣うということもあるんだろうというふうに考えているところです。

それから、職員の給与の考え方でございますけれども、これは地方公務員法にも定めがございます。生計費、あるいは国、他の地方公共団体、それから民間事業者の従業員の給与、そうしたものを総合的に考慮して定めるというのが地方公務員法の定めということになっております。

こう書いてはあるんですけれども、実際に一体何を見ながら給与について考えていくかという話ですが、私どもとしては人事院勧告というのを基本的にはベースに考えて、これまで給与改定等をさせていただいてきているということでございます。

今回は引き上げというふうな勧告が出て、それに倣った条例改正でございますが、過去には引き下げということも当然あったわけですし、その際にはそのように引き下げを行わせていただいたという経過もございますので、その点はつけ加えておきたいと思えます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 人事院勧告制度に関しては課長が言われるとおりですが、吉賀町の職員の給料水準というものは、当地域においてはかなり高額な位置にあると思えます。国家公務員の給料と同等だと言われても、それはちょっと違うんじゃないかなと思っておりますが、それはあくまで見解の違いだと思えます。

ただ、私が言いたいのは、昨冬の雪が多いときの水道凍結防止に関しては、職員の方はたくさん御奮闘されてやられたということで敬意を表しますが、ただ、昨年12月議会、3月議会、6月議会、9月議会ということで、今、定例議会もありますが、この中に対して議案のミスを出すとか、相当数の議案のミスも見受けられました。また、私どもの質問に的確に答えずに、時間が混乱したこともありました。

そのようなことを考えてみれば、私は町の職員としては、4月1日にさかのぼって給料を上げるのではなく、この条例が成立する月をもって、いわゆる12月から町の職員を上げるという方法もあるのではないかなと、それがせめてもの町の職員の誠意を見せる姿じゃないかなと、町民に対して、思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 午前中のところからもあったわけですが、先ほど総務課長が申し上げましたように、国によります人事院勧告、それから島根県の場合も当然人事委員会勧告というのがありまして、おおむね国に準じた形で勧告を今回されたというようなことでございます。

事務の不手際等も随分あったわけですが、先ほど総務課長が申し上げましたように、国あるいは島根県の人事委員会勧告の内容に準じた形で、今回、制度設計を改めているということでございます。

いろいろな状況の中で、30年、本年の4月1日にさかのぼっての改正はいかなものかというような御意見でございますが、我々といたしましては、その時々で、国あるいは県に準じた形で制度改正をしていくのが適切ではないかという思いで、今回、提案させていただいた部分でございますので、今、6番議員から御指摘ございました件につきましては、議会の審議の中で総合的な御判断をいただければというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 人事院勧告に基づいて行うということですが、もう一つ、一片では、地方公務員法か地方自治法か、どちらか定かではないんですけど、あやふやなことを言って申しわけないんですけど、その中の文言に、当該地域の他の企業、あるいは自治体の企業等を見て判断すべきという項目が書いてあるんですいね。そこを調べられたんですかね、休憩時間に、どうですかいね、それは調べていないんですか。

そういう項目があるけえ、そこら辺も参考にしていたら、給与等はそこら辺も参考大いにすべきではないかと。というのは、要は吉賀町地域の中では、役場の人は給料が多いからという、そういう意見もただありますので、そういう意味でそういうことも必要だと、そういうことを言っているんですけど。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 国家公務員もそうですけど、いわゆる賃金、給料の決定につきましては、情勢適応の原則というのがあるわけですが、それが要するに日本全体で見るのか、島根県で見るのか、石見地域で見るのか、あるいは吉賀町内で見ると、こういったことがあろうかと思いますが、指標が我々にもないわけですから、その場合には国の人事院で官民比較をした内容であったり、それから島根県の人事委員会で官民比較をした内容であったり、そういったこ

とを根拠にして給与改定をされるわけですので、そこを情勢適応分析というところで、こちらのほうは適用させていただいて、それに準じた形で改定をさせていただいているということでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） このたび職員の給与ということで、引き上げということで出ておりますが、今、吉賀町役場の中で、また外でもですが、嘱託職員であつたり臨時の職員の方に町の相当のお仕事をやっていただいております。そういう方々の分については、今、引き上げということについてどのような段階にあるか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 特に、嘱託の方につきましては報酬ということになりますので、原則は5年に1回の我々特別職、それから議員の方も同じでございますが、特別職の報酬審議会のほうへお諮りをして、その答申をいただいて対応するというのが大原則でございます。

今回、現段階ではその予定はないわけでございますけど、これから当初予算の編成作業に入りますので、その中で当然審議もさせていただきますが、今回、32年度当初から会計年度職員という新しい制度が入ってまいります。そういたしますと、制度設計する中で、事務的なスケジュールで言うと、来年度、平成31年度はそれに向けた公募であつたり、そういった手続が順次入ってくるわけございまして、今の段階で新年度へ向けて改定をするのがいいかどうか、非常に悩ましいところがございますので、そういったスケジュール感も検討させていただきながら、当初予算編成の中で検討させていただきたいということでございます。

今回は職員に限定をした条例改正案でございますが、先ほど11番議員のほうから御指摘があった件につきましては、今申し上げましたような内容で、これから順次検討させていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第18、議案第99号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第19、議案第100号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第100号吉賀町学校基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第100号でございます。吉賀町学校基金条

例の一部を改正する条例について。

吉賀町学校基金条例（平成１７年吉賀町条例第５８号）の一部を別紙のとおり改正する。平成３０年１２月７日提出。吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、事務を所管いたします総務課長のほうから申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、議案第１００号吉賀町学校基金条例の一部を改正する条例について説明を申し上げたいと思います。

議案とともに参考資料ですけれども、１０ページをお開きいただきたいと思います。

まず、参考資料の１０ページを見ていただきますと、ここで改正内容をお話ししていきたいと思います。

左が現行の内容、そして右が改正後の案ということでありまして、改正部分であります。左の表で説明をいたしますと、一番左の縦欄に大字の欄があると思います。その樋口の項、ちょうど中段のところに樋口と記載があるかと思いますが、樋口の項のそこからまた右に移っていただきまして付記の欄、ここに蔵木小中学校分と記載があるかと思いますが、この部分について、今度は右側の改正後の案のところで同じ箇所を見ていただきますと、蔵木小学校というふうに改正するということです。中学校、「中」の字をこれを削るという、こういう改正でございます。

この改正につきましては、蔵木中学校・六日市中学校統合準備委員会の協議結果ということで、１０月の議会全員協議会でその内容を報告させていただいております。その協議項目の中に、学校基金条例の取り扱いについても記載があるわけなんですけれども、その部分を読み上げますと、学校造林契約については、土地所有者と契約変更に関する協議を行い、その結果に基づき、吉賀町学校基金条例の改正及び変更契約を締結するという、こういう協議結果となっております。これに基づく条例改正ということで見ていただければというふうに思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。８番、大庭議員。

○議員（８番 大庭 澄人君） 所有者の名義がずっと昔から変わっていないと思うんですけど、これは改めるべきではないかなと思うんですが、どのようにお考えですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えいたします。

蔵木の学校造林契約につきましては、もともとの契約ですけれども、昭和３３年に契約をいた

しております。以降、契約期間としては40年間という、こういうのが最初の契約でございます。後に、平成10年からの30年間ですけれども、ここで変更契約を交わさせていただいておるという状況です。変更契約を交わした際に、今、議員さんが言われておるようなところも多分協議がなされたと思いますけれども、変更契約の際には、共有山の理事4名の方、それから監事2名の方を相手方として、変更契約を締結させていただいたということ、今は変更契約が今も続いているという状況となっております。ここまでのところは、今のこれまでの契約の状況でございます。

今、議員さんがおっしゃられた内容につきましては、また条例改正について議決をいただくということになりますと、今度は変更の契約をさせていただかないといけないと思います。その際に、一定、土地所有者の方々との協議をまたさらに進めますが、そうしたことも含めて整理をさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第9、議案第100号吉賀町学校基金条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第20、議案第101号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第101号吉賀町福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第101号吉賀町福祉センター条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町福祉センター条例（平成17年吉賀町条例第104号）の一部を別紙のとおり改正する。平成30年12月7日提出。吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、議案第101号吉賀町福祉センター条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

定例会参考資料の11ページをお開きいただきたいと思います。こちらのほうに、新旧対照表を載せております。

吉賀町福祉センターにつきましては、設置目的といたしまして、広く住民の福祉に供することを目的として設置がなされております。目的を達成するため、福祉センター内にいろいろな部屋があるわけでございますけれども、トレーニングルームというのもこの中に設置がされておる状況でございます。

ただ、こちらのほうの使用料の規定については、現行条例に規定がなされておりませんでした。最近の情勢といたしまして、トレーニングルームには壁面に移動式の鏡が設置をしてございまして、こういった鏡を活用した住民主体の健康づくり事業であったり介護予防事業、具体的に申しますと、エアロビ教室であったり、あるいはヨガ教室、そういったものを活用したいというような御要望等々が寄せられておるところでございます。

そういったところから、住民の方々に利用していただく中で、使用料の規定がないということでございますので、今回、11ページの新旧対照表のようにありますとおり、トレーニングルームを追加をさせていただきまして、金額のほうを半日を480円、1日を960円というような形で設定をさせていただく内容の条例改正となっております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） これまでなかったということで、利用料金が指定管理者のほうへの収受ということになっていくと思いますけれども、どの程度の収入として反映してくるか、今、試算しておられたらお願いをしたいということと、ほかにも吉賀町の施設で、近くにも先ほどありましたエアロビ、ヨガ、これらに準ずるようなことで使用している施設もございまして、そちらとの料金の加減について調査されているか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 今回、先ほど申し上げました2つの教室については、大体月2回程度、それぞれ利用されるということでございますので、月で言うと大体4回というふうに考えております。時間的なところにつきましても、2時間ぐらいの時間を想定しておりますので、半日というようにところに該当いたします。480円に消費税分を掛けた部分を指定管理者のほうで月で4回分で収入するということでございますので、収入の試算としてはそういったところが上げられるのではないかとこのように考えております。

ただ、その他の施設等々の比較の部分につきましては、現段階のところでは調査をいたしておりませんので、その部分についてのお答えは本日のところはお答えすることができませんので、また最終日のところで調査をさせていただきましてお示しをしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第２０、議案第１０１号吉賀町福祉センター条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第２１．議案第１０２号

○議長（安永 友行君） 日程第２１、議案第１０２号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第１０２号でございます。吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年吉賀町条例第１７号）の一部を別紙のとおり改正する。平成３０年１２月７日提出。吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第１０２号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

こちらにつきましても、定例会参考資料の１２ページ、１３ページ、１４ページを使わせていただきまして、説明のほうをさせていただきます。

家庭的保育事業と申しますものは、児童福祉法に基づきまして、町の許可を受けた保育者が自宅などで行う保育のこととございまして、主にゼロ歳児から３歳児までを対象としたものでございます。現在のところ、町内において、このことに該当する事業所はございませんが、今回、国のほうにおきまして、家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布・施行されたことによりまして、町条例の改正を行うものでございます。

今回の改正によりまして、既存の第６条に第２項、第３項が加えられる内容となっております。そのため、第６条、あるいは次の条とあらわされておりました（２）の次に第１項を加える必要が生じております。この部分の改正が、１２ページにあります第５条第５項、それから１３ページのほうにございます第４５条、それから１４ページに行きまして、附則の第３条、こちらの改正の内容となっております。

それで、今回、改正の主な概要につきましては３つございまして、１点目が、代替保育に係る連携施設の確保義務が緩和をされたこととございます。代替保育と申しますのは、家庭的保育事

業を行う者がその保育士の病気等によって保育が実施できないときにかわって行う保育のことでございまして、現行条例の第6条の第2号において、その提供が規定をされておるものでございます。

今回の改正で、12ページ中段のほうから13ページのところにかけて、第6条の第2項の第1号及び第2号を加えまして、確保義務の規定を緩和をした内容となっております。そして、第6条の第3項第1号及び第2号を加えまして、代替保育の連携施設についての規定を新たに設けた部分が1点目の内容となっております。

2点目につきましては、家庭保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設、この部分が拡大された部分の改正でございます。基本的に、家庭的保育事業者が給食等食事提供を行う場合におきましては、施設内、いわゆる居宅内で調理による提供が原則ということでございますけれども、外部搬入する施設から提供を受けるというような特例が、現行の条例の中の16条第2項において3つ規定がされておるわけでございます。

ここに、13ページ中段のほうにあります第4号を加えまして、保育所等の調理業務を受託している事業所で、家庭的保育事業の給食の趣旨を認識をし、調理の業務を適切に遂行できる能力を有すると町が認めた場合は、提供の外部搬入施設として加えるというような改正の内容となっております。

3点目といたしましては、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する、そこでの調理に関する規定の適用の猶予期間が延長になったというようなところで、これまでのところでは基本的に5年間という猶予期間でございましたけれども、その部分が10年に延長される猶予期間になったというような形の延長、この部分を附則の第2条第2項においてうたう内容の改正となっております。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第21、議案第102号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

ここで、次の水道会計事業の議題の上程前に、水道会計事業の議案書に訂正がありますので、お諮りをします。

まず、最初の補正予算（第1号）、2枚ほどですが、その次に平成30年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）説明書があります。説明書はページが打ってありますが、4ページ、給与

費明細表の中ほどの手当の内訳の中に、区分の中で期末手当と勤勉手当がありますが、その数字に少しのミスがありますので、訂正を申し入れられております。

数字については、期末手当の補正前と比較、それから勤勉手当の補正前と比較です。数字を申し述べます。期末手当の補正前の「1,836」を「1,835」、単位で言うと、183万5,000円が正しいということです。それから、比較はそういうことで、したがって「2,000円」が「3,000円」に変更。

それから、同じく勤勉手当の補正前の「118万7,000円」が「118万8,000円」に訂正で、比較はしたがって「3万5,000円」が「3万4,000円」に訂正するという事です。

よろしいでしょうか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、異議なしということで、水道事業会計補正予算の給与費明細表の手当の内訳、期末手当並びに勤勉手当の補正前と比較についての数字、字句を訂正します。

日程第22．議案第103号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第22、議案第103号平成30年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第103号でございます。平成30年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、平成30年度吉賀町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成30年度吉賀町水道事業会計予算（以下「予算」という。）、第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

まず、収入でございます。

第1款水道事業収益2億4,438万5,000円に14万円を追加いたしまして、2億4,452万5,000円。第1項営業収益でございます。1億1,153万5,000円に14万円を追加し、1億1,167万5,000円。

続きまして、支出でございます。

第1款水道事業費用2億3,705万4,000円に592万5,000円を追加し、2億4,297万9,000円。第1項営業費用でございます。2億879万7,000円に370万9,000円を追加し、2億1,250万6,000円。第2項営業外費用でございます。2,793万3,000円に221万6,000円を追加し、3,014万9,000円でございます。

す。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、「不足する額4,677万1,000円は、引継金2,167万3,000円、過年度分損益勘定留保資金2,509万8,000円で補填するものとする」を「不足する額4,737万1,000円は引継金1,315万8,000円、過年度分損益勘定留保資金3,421万3,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款資本的収入1億937万2,000円から60万円を減額し、1億877万2,000円。第1項企業債でございます。3,540万円から60万円を減額し、3,480万円。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額「3,540万円」を「3,480万円」に改める。

第5条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「1,592万4,000円」を「1,635万5,000円」に改める。

平成30年12月7日提出。吉賀町水道事業管理者岩本一巳。

なお、詳細につきましては、所管いたします建設水道課長のほうから申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりも詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第103号平成30年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）について詳細説明をさせていただきます。

資料につきましては、説明資料がございますけれども、説明資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

まず最初に、訂正をさせていただきまして、大変申しわけございませんでした。

それでは、給与費明細表より御説明をさせていただきたいと思います。職員に対しましては、水道会計からは2名の職員の給与を出しているというところでございます。

1、総括でございます。一番上の表でございますけれども、給与費といたしましては、比較の欄を見ていただきたいと思います。この給与改定につきましては、給与改定によるものということでございますので、お願いをしたいと思います。

まず、給料でございますけれども、比較、一番下の欄をごらんいただきたいと思います。1万3,000円でございます。職員手当3万7,000円、合計いたしまして5万円でございます。そのほか、法定福利費といたしまして32万7,000円、そして退職手当組合の負担金といたしましては2,000円でございます。

そのうちの手当の内訳でございます。先ほど訂正をさせていただきました比較の欄を見ていただきますと、期末手当といたしまして3,000円ということになります。勤勉手当につきまし

ては3万4,000円ということになります。大変申しわけございませんでした。

続きまして、補正についての内容について説明をさせていただくわけでございますけれども、ページを進んでいただきまして、11ページをお開きいただきたいと思います。

平成30年度吉賀町水道事業会計補正予算説明書でございまして、収益的収入及び支出でございます。

まず、収入の欄から説明をさせていただきます。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益でございます。既決予定額が1億1,153万5,000円、補正予定額が13万8,000円、合計いたしまして1億1,167万3,000円でございます。

ページを右のほうに見ていただきまして、節3分担金でございます。この内容につきましては加入分担金の内容になっておりまして、1戸当たり6万4,000円の加入分担金をいただいているところでございますけれども、今日までに3戸の予定がふえております。その3基分ということで、13万8,000円を実績に応じて収入の改定をさせていただきたいというものでございます。

それから、その下でございます。目の2その他営業収益でございます。既決予定額がゼロ円、補正予定額は2,000円、計いたしまして2,000円でございます。

右側に見ていただきまして、節の5雑収益でございます。説明の内容でございますけれども、量水器の売却益といたしまして2,000円を計上しているところでございます。これにつきましては、民家の改修中に工事業者が誤ってメーターを壊してしまったということがございました。その分につきましては、メーター分を売却をした、買っていただいたということでございますね。その分によりまして、収益が上がったということでございます。

続きまして、支出のほうに移らせていただきます。

款1水道事業費用、項の1営業費用、目の1原水及び浄水費でございます。既決予定額でございますけれども、3,136万9,000円、補正予算予定額でございますが98万3,000円、合計いたしまして3,235万2,000円でございます。

右に見ていただきまして、節の23工事請負費でございます。金額といたしましては44万3,000円でございます。この内訳でございますけれども、六日市浄水場循環ポンプの修繕ということでございます。

循環ポンプの修繕でございますけれども、六日市浄水場、井戸から水を揚げて、ろ過地へ水を入れてきれいにいたします。その水が浄水池という、今ここのポンプを交換したいという浄水池のタンクに入ってまいりますが、その途中で消毒用の液を注入をいたします。そこで浄水をしましたものが、この上にあります配水タンクにためられて、そこから自然流下で各家庭に配られて

いるという状況でございますけれども、ここのろ過地できれいにした水が浄水池へ入ってまいります、タンクに入ってまいります、その時点で消毒液を点滴いたします。入ったときにはうまくまざっておりませんので、循環ポンプにより循環をさせるということになっております。

つまり、なぜこれが必要かと申しますと、ここでの消毒液の濃度ははかっております。この濃度によって薬液の注入の量を決めております関係上、うまくまざっていないと、まざり方にむらがありますと、注入をする量が一定でなくなってしまうと、正しいといえるでしょうか、規定量を入れることができません。そのために、攪拌・循環するためのポンプを修繕、つまり交換をしたいという内容でございます。

続きまして、その下でございます。節の２９材料費でございます。５４万円でございます。中河内浄水場膜フィルター５４万円でございます。これは、吉賀町柿木村椀谷でございます中河内浄水場でございます。中河内浄水場は、膜ろ過の浄水方式を適用しておりまして、小さい管の中を水を通すことで、膜からしみ出る水によってきれいになって、水を浄化するという装置でございます。

六日市浄水場は、ろ過池という大きな池を使いますが、こういう小さなところにおいてはいろいろな方法がございますけれども、中河内につきましてはそういう膜ろ過を採用しているところでございます。膜ろ過のための膜の装置がカートリッジになっておりまして、カートリッジも取りかえる必要がございます。きれいな水の中にはなかなか傷みませんが、夏場とか、それから大雨等で濁ってまいりますと、寿命が短くなるということで、そういったものを定期的に変えていかなきゃなりません。膜フィルターが交換用がなくなりましたので、今回、２基を購入したいということで、２基分の５４万円を補正をさせていただきたいという内容でございます。

続きまして、目の２でございます。配水及び給水費でございます。既決予定額が１,０８１万円でございます。補正予定額が１０８万円でございます。合計いたしまして１,１８９万円でございます。

右に見ていただきまして、節の２２修繕費でございます。修繕費の内容でございますけれども、緊急用の管の補修の維持費でございます。例年ですと、大体３０から４０件あたりが発生しているところでございますけれども、今年度におきましては既に８０件が発生をいたしました。この理由を分析いたしますと、理由は多々あるかと思っておりますけれども、この春といいましょうか、この冬、１月、２月ごろの大寒波の影響が出ているのかなという気がしておりまして、そういったことを考慮いたしまして、緊急の修繕費がかさんでおりますところにおきまして、補正をさせていただきたいという内容でございます。

続きまして、目の３総係費でございます。既決予定額が２,６５２万８,０００円、補正予定額

が164万6,000円、合計いたしまして2,817万4,000円でございます。

主な内容につきましては、給与改定のあります職員の給料等々でございますけれども、その中にございます節の23工事請負費、金額といたしまして124万8,000円でございます。これにつきましては、メーターの交換費でございます。

メーターの交換費でございますけれども、実は今申しました1月、2月の大寒波のときに、既に昨年度分の交換の工事を発注をしておったところでございますけれども、大寒波の災害が発生をいたしまして、業者さんのほうが結局復旧のほうへ全力を投入した関係で、メーターの交換をすることができませんでした。やむなく、この工事につきましては打ち切ることにさせていただきまして、次年度、つまり本年度について、早々より前年度、つまりは29年度でできなかった部分のメーター交換をさせていただいたということになります。

この分につきましては、計量法で既に決められておりますので、期間を越えて使うことはできませんので、時間もなかなかなかったということで、今年度部分の予算を先食いをさせていただきました。その関係で、今年度、交換をする部分についてのお金が足らなくなるということがございますので、その分についての補正をお願いをしたいという内容でございます。

続きまして、目の2営業外費用でございます。節の1消費税及び地方消費税でございます。既決予定額が500万円、補正予定額が200万円、合計いたしまして700万円でございます。

この部分につきましては、前年度の納付実績によりまして再計算をしましたところ、不足が発生をいたしましたので、不足いたします200万円につきまして補正をさせていただきたいという内容でございます。これにつきましては、未払い金といたしましてストックされ、来年度6月の確定申告で支払われるという形になるものでございます。

それから、節の99でございます。既決予算額が21万6,000円、補正予定額が21万6,000円、合計いたしまして43万2,000円でございます。この部分につきましては、過年度の還付金でございます。年度をまたぎますと、入ってきたお金から還付等ができなくなってまいります。漏水等によりまして、お金を返すわけでございますけれども、そのお金が年度をまたぎますとなかなか返せなくなってしまうということで、予算といたしまして、年度をまたいだ部分の予算を確保しているわけでございますけれども、今回の寒波等々の理由によりまして、年度をまたいでしまったものがたくさんございました。そういった部分で、この部分につきまして21万6,000円の補正をお願いをするというものでございます。

続きまして、12ページをお開きいただきたいと思います。資本的収入及び支出の項でございます。

款1資本的収入、項1企業債、目1企業債、節1企業債でございます。既決予定額が3,540万円、補正予定額がマイナスの60万円、合計いたしまして3,480万円でございます。この部分に

つきましては、上水道の事業債でございまして、借り入れ条件を精査いたしました結果、減額するということになりましたので、減額するものでございます。

以上、大変長くなってしまいましたけれども、詳細説明をさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第22、議案第103号平成30年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午後1時58分休憩

.....

午後2時09分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第23. 議案第104号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第104号平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第104号平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,704万1,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年12月7日提出。吉賀町長岩本一巳。

1ページでございます。

第1表歳入歳出予算補正の歳入でございます。款8繰入金項1他会計繰入金でございます。6,346万9,000円に30万4,000円を追加し、6,377万3,000円でございます。これに伴います歳入の合計は、7億2,673万7,000円に30万4,000円を追加し、7億2,704万1,000円でございます。

続きまして2ページ、歳出でございます。

款 1 総務費項 1 総務管理費、1,283 万 9,000 円に 30 万 4,000 円を追加し、1,314 万 3,000 円でございます。これに伴います歳出の合計は、7 億 2,673 万 7,000 円に 30 万 4,000 円を追加し、7 億 2,704 万 1,000 円でございます。

続きまして、6 ページのほうをお開きをいただきたいと思います。

歳出でございます。今回の案件につきましては、給与改定等に伴うものでございます。

1 款総務費 1 項総務管理費目 1 一般管理費 1,058 万 7,000 円に 30 万 4,000 円を補正いたしまして、1,089 万 1,000 円でございます。節の 2 給料が 5,000 円、3 職員手当等が 29 万 9,000 円でございます。詳細につきましては、7 ページ以後の給与費明細書のほうを御参照いただきたいと思います。

続きまして、歳入、5 ページのほうへ戻っていただきまして、8 款繰入金 1 項他会計繰入金目 1 一般会計繰入金でございます。6,346 万 9,000 円に 30 万 4,000 円を追加いたしまして、6,377 万 3,000 円でございます。節の 2 職員給与費等繰入金ということで 30 万 4,000 円でございます。どうか、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第 23、議案第 104 号平成 30 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の質疑は保留をしておきます。

日程第 24. 議案第 105 号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第 24、議案第 105 号平成 30 年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第 105 号平成 30 年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

平成 30 年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,101 万 6,000 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 30 年 12 月 7 日提出。吉賀町長岩本一巳。

1 ページの第 1 表歳入歳出予算補正でございます。歳入、款 4 繰入金項 1 一般会計繰入金 1 億

8,191万9,000円に7万7,000円を追加いたしまして1億8,199万6,000円。これに伴います歳入の合計、2億3,093万9,000円に7万7,000円を追加いたしまして2億3,101万6,000円でございます。

2ページ、歳出でございます。款1総務費項1総務管理費、747万5,000円に7万7,000円を補正いたしまして755万2,000円。これに伴います歳出の合計、2億3,093万9,000円に7万7,000円を補正いたしまして2億3,101万6,000円となるものでございます。

続きまして、歳出6ページをお開きをください。これにつきましても、職員の給与改定に伴うものでございます。

1款総務費1項総務管理費目1一般管理費747万5,000円に7万7,000円を追加いたしまして、755万2,000円となるものでございます。節2給料が5万3,000円、3職員手当等が2万4,000円ということでございます。同様に、詳細につきましては、7ページ以降の給与費明細書のほうを御参照いただきたいと思います。

続きまして、1ページ戻りまして5ページ、歳入でございます。

4款繰入金1項一般会計繰入金でございます。目4職員給与費等繰入金で524万5,000円に7万7,000円を追加いたしまして、532万2,000円ということでございます。節1職員給与費等繰入金ということで7万7,000円でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。よろしいですね。日程第24、議案第105号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

日程第25、議案第106号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第25、議案第106号平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第106号平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,819万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,786万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年12月7日提出。吉賀町長岩本一巳。

1ページ、第1表の歳入歳出予算補正でございます。歳入でございます。

款3国庫支出金項1国庫負担金1億6,072万8,000円に690万3,000円を追加し、1億6,763万1,000円、2国庫補助金1億2,076万8,000円に442万円を追加し、1億2,518万8,000円でございます。款4支払基金交付金項1支払基金交付金2億7,060万5,000円に1,105万1,000円を追加し、2億8,165万6,000円でございます。款5県支出金項1県負担金1億4,445万6,000円に639万9,000円を追加し、1億5,085万5,000円でございます。款7繰入金項1他会計繰入金1億9,304万8,000円に238万4,000円を追加し、1億9,543万2,000円でございます。2基金繰入金1,000円に704万円を追加し、704万1,000円。これに伴います歳入合計でございます。10億9,966万3,000円に3,819万7,000円を追加し、11億3,786万円となるものでございます。

2ページの歳出でございます。款1総務費項1総務管理費4,781万5,000円から273万2,000円を減額いたしまして、4,508万3,000円。款2保険給付費項1介護サービス等諸費でございます。8億3,654万3,000円に3,329万6,000円を追加し、8億6,983万9,000円。7特定入所者介護サービス等費5,009万2,000円に763万3,000円を追加し、5,772万5,000円でございます。これに伴います歳出の合計は10億9,966万3,000円に3,819万7,000円を追加し、11億3,786万円となるものでございます。

3ページの事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第106号平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

7ページの歳出をお開きいただきたいと思います。

総務費、総務管理費、一般管理費の001人件費でございます。マイナスの273万2,000円でございます。こちらにつきましては、11月1日の人事異動に伴う給与費の減額分及び先ほどから説明がございました給与改定による部分の補正内容となっております。

続きまして、7ページ中段にあります保険給付費、介護サービス等諸費、地域密着型介護サー

ビス給付費の003の地域密着型介護サービス給付費1,529万3,000円の増額でございます。こちらにつきましては、地域密着型サービスの通所介護七日市デイサービスセンターの利用者の増加による部分でございます。その部分の増額を補正をさせていただいております。

続きまして、同じく保険給付費のところで、目の施設介護サービス給付費003施設介護サービス給付費1,800万3,000円、こちらのほうの増額をさせていただいております。こちらにつきましては、施設サービスでございまして、調査いたしましたところ、老人保健施設の利用、入所者の増加による部分でございます。主に県外の老人保健施設の入所者がふえているというような状況から、こちらの増額補正をさせていただいております。

続きまして、8ページのほうですが、同じく保険給付費の特定入所者介護サービス費でございます。こちらについて、763万3,000円増額の補正をさせていただきます。これにつきましては、先ほど県外の老人保健施設入所者がふえているというようなところから、いわゆる入所者で低所得者の方に対しては食事等の標準負担額を減額する補足給付がございます。こちらのほうが入所者の増によって、こちらのほうの給付費が増加したための増額補正となっております。

歳出の主な点については以上でございまして、続きまして5ページの歳入のほうに移っていただきたいと思います。

今回の歳出予算の保険給付費の増額によりまして、国庫支出金、支払基金交付金、県負担金、それから町の一般会計からの繰入金、それぞれに今回増額分の法定の負担割合を掛けまして発生します追加分を増額をさせていただいた部分とあわせまして、人件費部分で減額がございますので、その部分の繰入金の減額の補正の内容でございます。

そういったところを差し引きいたしまして、6ページのほうをごらんをいただきたいと思います。

介護給付費の準備基金繰入金ですけれども、不足する740万円の財源不足が発生してまいりますので、こちらの部分につきましては介護給付費準備基金の繰り入れにより対応する補正内容となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

失礼いたしました。準備基金からの繰入金は704万円でございます。大変失礼いたしました。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようです。日程第25、議案第106号平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留しておきます。

日程第26．議案第107号

○議長（安永 友行君） 日程第26、議案第107号平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第107号平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,268万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年12月7日提出。吉賀町長岩本一巳。

1ページの第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。歳出でございます。款1総務費項1施設管理費9,690万3,000円に6万3,000円を追加いたしまして、9,696万6,000円でございます。款7予備費項1予備費50万円から6万3,000円を減額いたしまして、43万7,000円。これに伴います歳出合計、1億1,268万4,000円、補正額ゼロで同額でございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、先ほどあります給与改定に伴うもの、さらにそれに伴います予算の組み替えでございます。

1款総務費1項施設管理費目1一般管理費で1,575万1,000円に6万3,000円を追加いたしまして1,581万4,000円でございます。節の2給料が1万3,000円、3職員手当等が1万8,000円、4共済費が3万2,000円ということでございます。給与費の詳細につきましては、4ページ以降の給与費明細書を御参照いただきたいと思います。

続きまして、7款予備費でございます。1項予備費1予備費でございます。50万円から6万3,000円を減額いたしまして、43万7,000円ということでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第26、議案第107号平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

日程第27. 議案第108号

○議長（安永 友行君） 日程第27、議案第108号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第108号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億267万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年12月7日提出。吉賀町長岩本一巳。

1ページの第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入でございます。款1繰入金項1他会計繰入金1億2,983万円から632万8,000円を減額いたしまして、1億2,350万2,000円でございます。款7町債項1町債、3,030万円に650万円追加いたしまして3,680万円。これに伴います歳入合計は、2億250万2,000円に17万2,000円を追加し、2億267万4,000円でございます。

2ページ、歳出でございます。款1下水道事業費項1施設管理費でございます。5,059万7,000円に17万2,000円を追加いたしまして、5,076万9,000円でございます。これに伴います歳出合計、2億250万2,000円に17万2,000円を追加いたしまして、2億267万4,000円となるものでございます。

3ページ、第5表地方債補正でございます。起債の目的、1下水道事業債、補正前限度額は3,030万円、起債の方法は証書借入れまたは証券発行で、利率は年利3.0%以内。括弧の中はお読み取りください。償還の方法につきましても、お読み取りをいただきたいと思います。補正後限度額3,680万円でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以後、事項別明細書以降につきましては、所管いたします建設水道課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第108号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明をさせていただきます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。1款下水道事業費1項施設管理費目1施設管理費でございます。節の3給

料でございまして、1万4,000円。節の3職員手当、15万8,000円でございます。これも給与改定に伴います補正でございます。

続きまして、6ページ、歳入をお開きいただきたいと思います。

1款繰入金1項他会計繰入金目1一般会計繰入金でございます。内容といたしましては、一般会計繰入金を632万8,000円減額するものでございます。

その下でございます。7款町債1項町債目1町債でございます。一般会計を連動いたしまして資本費平準化債を650万円追加するという内容になっているところでございます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第27、議案第108号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

日程第28. 議案第109号

○議長（安永 友行君） 日程第28、議案第109号平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第109号平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,510万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年12月7日提出。吉賀町長岩本一巳。

1ページ、第1表の歳入歳出予算補正でございます。歳入でございます。款1繰入金項1他会計繰入金5,136万9,000円に321万円を追加いたしまして、5,457万9,000円。款7町債項1町債300万円から300万円減額いたしまして、ゼロです。これに伴います歳入合計、6,489万7,000円に21万円を追加いたしまして、6,510万7,000円となるものでございます。

2ページの歳出でございます。

款1農業集落排水事業費項1施設管理費でございます。2,305万8,000円に21万円を追加いたしまして、2,326万8,000円。これに伴います歳出合計は6,489万7,000円に21万円を追加いたしまして、6,510万7,000円でございます。

3ページの第5表地方債補正でございます。

起債の目的、1下水道事業債、補正前限度額300万円、起債の方法は、証書借り入れまたは証券発行。利率は、年利3.0%以内。括弧内につきましては、お読み取りください。償還の方法につきましても、お読み取りをいただきたいと思います。補正後でございます。限度額ゼロ。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。

詳細につきましては、所管をいたします建設水道課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第109号平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

7ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。

1款農業集落排水事業1項施設管理費目1施設管理費でございます。右に見ていただきまして、節2給料でございます、1万1,000円。節の3職員手当19万9,000円でございます。これにつきましては、給与改定に伴う補正でございます。内容につきましては、給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

6ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。

1款繰入金1項他会計繰入金でございます。この内容につきましては、町債を300万円減額をいたしまして、一般会計の繰入金を支出に見合う321万円を一般会計より繰り入れるという内容になっているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑はないようです。日程第28、議案第109号平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

日程第29. 議案第110号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第29、議案第110号平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第110号平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）でございます。

平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,203万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億5,297万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の補正は第5表地方債補正による。平成30年12月7日提出。吉賀町長岩本一巳。

1 ページ第1表でございます。歳入歳出予算補正をごらんください。歳入でございます。款9 地方交付税項1 地方交付税31億941万4,000円に2,684万7,000円を追加いたしまして、31億3,626万1,000円。

款12 使用料及び手数料項2 手数料1,635万3,000円に70万円を追加いたしまして1,705万3,000円。

款13 国庫支出金項1 国庫負担金3億3,660万8,000円に605万2,000円を追加いたしまして、3億4,266万円。2 国庫補助金2億7,148万円に10万8,000円を追加し、2億7,158万8,000円。

款14 県支出金項1 県負担金1億9,388万6,000円に303万2,000円を追加し、1億9,691万8,000円。2 県補助金1億8,772万8,000円に557万1,000円を追加し、1億9,329万9,000円。3 委託金2,647万1,000円に156万5,000円を追加し、2,803万6,000円。

款15 財産収入項1 財産運用収入1,563万4,000円から375万円を減額し、1,188万4,000円。

款17 繰入金項1 基金繰入金5億5,337万円から639万3,000円を減額し、5億4,697万7,000円。

款20 町債項1 町債9億3,940万2,000円から170万円を減額し、9億3,770万2,000円。これに伴います歳入合計は、67億2,094万6,000円に3,203万2,000円を追加し、67億5,297万8,000円でございます。

続きまして、2 ページ、歳出でございます。

款1 議会費項1 議会費7,339万6,000円に2万5,000円を追加し、7,342万1,000円。款2 総務費項1 総務管理費9億357万3,000円から145万3,000円を減額し、9億212万円。2 徴税費6,602万7,000円に45万1,000円を追加し、6,647万8,000円。3 戸籍住民基本台帳費1,628万7,000円に5万5,000円を

追加し、1,634万2,000円。4選挙費572万5,000円に156万7,000円を追加し、729万2,000円。

款3民生費項1社会福祉費11億1,583万5,000円に1,832万5,000円を追加し、11億3,416万円。2児童福祉費5億1,183万1,000円に320万9,000円を追加し、5億1,504万円。3生活保護費9,632万3,000円に21万6,000円を追加し、9,653万9,000円。

款4衛生費項1保健衛生費3億8,840万8,000円から358万8,000円を減額し、3億8,482万円。2清掃費2億2,112万4,000円に129万5,000円を追加し、2億2,241万9,000円。

款6農林水産業費項1農業費3億6,950万2,000円に531万9,000円を追加し、3億7,482万1,000円。2林業費1億7,289万2,000円に16万7,000円を追加し、1億7,305万9,000円。

款7商工費項1商工費1億8,207万2,000円に458万3,000円を追加し、1億8,665万5,000円。

款8土木費項1土木管理費2億2,902万5,000円から659万6,000円を減額し、2億2,242万9,000円。2道路橋梁費4億2,804万9,000円に7万9,000円を追加し、4億2,812万8,000円。5住宅費1億5,666万7,000円に222万8,000円を追加し、1億5,889万5,000円。

款9消防費項1消防費2億7,243万2,000円から706万5,000円を減額し、2億6,536万7,000円。

款10教育費でございます。3ページに入ります。項1教育総務費2億3,985万8,000円に1,044万3,000円を追加し、2億5,030万1,000円。2小学校費6,869万3,000円に99万2,000円を追加し、6,968万5,000円。3中学校費7,077万2,000円に187万2,000円を追加し、7,264万4,000円。4社会教育費1億3,705万4,000円から9万2,000円を減額いたしまして、1億3,696万2,000円でございます。これに伴います歳出合計67億2,094万6,000円に3,203万2,000円を追加し、67億5,297万8,000円となるものでございます。

4ページ、第5表地方債補正でございます。起債の目的、1合併特例事業債、補正前の限度額7,380万円。補正後限度額は8,420万円でございます。2過疎対策事業債、補正前が5億9,870万円、補正後が5億9,260万円。3緊急防災・減災事業債、補正前が2,430万円、補正後が1,830万円でございます。

起債の方法につきましては、いずれも証書借入れまたは証券発行。利率につきましては、年

利3.0%以内。括弧内につきましては、お読み取りをください。償還の方法についても、お読み取りをいただきたいと思います。

補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

5ページの事項別明細書以降につきましては、所管をいたします総務課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第110号平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げたいと思います。

それでは、予算書は、おめくりいただきまして25ページから説明をしてまいります。

25ページ以降のところに、いわゆる給与費明細書を掲載しております。

まず、25ページの上段です。1特別職というところで、その表の下、比較の欄を見ていただければというふうに思います。報酬の欄に422万5,000円の減額ということで数字があるかと思います。増減がございますけれども、主なところを申し上げておきたいと思います。これは、地域おこし協力隊の報酬、これの減額。それから、斎場嘱託職員、これの報酬を減額するもの。そして、真田にあります交流研修センターの管理人、この報酬を減額するものでございます。それぞれ金額につきましては、後ほど歳出のところで説明をさせていただきたいというふうに思います。

今見ていただいております比較の欄の右側ですけれども、期末手当10万4,000円という数字があるかと思います。これは、給与改定によるものということで見ただけであればと思います。

それでは、25ページ、下の段です。2一般職に移ります。

まず、（1）総括ということで、同様に比較の欄を見ていただければと思います。給料として8万3,000円の減額、職員手当として1,490万1,000円の増額というところです。それぞれの明細につきましては、その下の表、そして26ページに移っていただきまして、26ページの上段に給料、それから職員手当、その増減額の明細について記載をさせていただいておりますので、それぞれお読み取りをいただければというふうに思います。増減、それぞれしておりますけれども、いわゆる給与改定に伴うもの、それから人事異動に伴うもの、そうしたものが入ってくると、そうした理由で増減を行っているというところで見ただけであればというふうに思います。

それでは、申しわけありませんけれども、予算書を戻っていただきまして、歳出から説明してまいります。予算書10ページまでお戻りいただければと思います。

まず、中段からですけれども、総務管理費、1一般管理費です。右側に移っていただいて、

〇〇二一般事務事業費 80 万円予算計上してございます。この経費につきましては、月曜日の全員協議会、そしてきょう午前中に議案を上程させていただきました。報告なり上程なりをさせていただきましたけれども、訴訟費用です。かかる訴訟の費用として 80 万円の予算を計上させていただいているというところでございます。

それから、予算書をおめくりいただきまして、次 11 ページに移ります。11 ページの 5 財産管理費です。〇〇七普通財産整備事業費、建設工事費として 216 万 6,000 円の予算計上です。内容ですけれども、これも月曜日の全員協議会で御説明申し上げました柿木停留所横に新たに設置するトイレ、これについて増額をさせていただきたいというものでございます。

それからその下、〇〇八基金積立金です。これにつきましては、いわゆる国債の償還、これが本年 6 月に完了したということで、以降の利息部分を不用額として今回減額をさせていただくということでございます。

その下に移ります。8 電算管理費です。〇〇三基幹系システム運営管理費ということで 700 万円の減額です。システム改修委託料の減額でありますけれども、これはマイナンバーカードに関するシステム改修、これについて不用額が発生してまいりましたので、そこを減額するというものです。

それから、その下にまいります。9 吉賀高校費、〇〇二吉賀高校支援事業費、吉賀高校通学費補助金として、86 万 4,000 円の予算計上です。これは、御承知のとおり、吉賀高校生に通学費を補助しておるところです。ことし、例年どおりの予算計上を当初させていただいてはおつたんですけれども、以降不足が見込まれる状況になってまいりました。その部分について増額予算として計上させていただいているというところでございます。

それからその下の 13 定住推進費、〇〇二定住推進費、社会福祉士等修学資金貸付金、469 万円の減額です。これについては、今年度の貸し付けについては、貸し付けのほうが確定いたしましたので不用部分の減額でございます。

その下の 〇〇五地域おこし協力隊事業費、協力隊員の報酬、それから業務運営関係委託料、これは協力隊のコーディネート事業の委託料ですけれども、それぞれ減額をいたしたいということでもあります。これにつきましては、当初協力隊を 2 名という体制で考えておりましたけれども、1 名は既に配置をされておまして、さらにもう 1 名のところで募集等をかけておりましたが、まだ採用には至っておりませんので、これまでのところで不用部分が出てまいりました。そのところを減額させていただくというところでございます。

それからその下の 〇〇四企業誘致事業費、企業立地促進助成金ということで、500 万円の予算計上です。内容につきましては、本年立地認定を受けられた企業に対する補助金であります。設備整備に対する補助金ということで見ていただければというふうに思います。

それから、11ページの一番下です。14生活安全対策費ということで、003地域公共交通対策費、158万円の予算計上です。これについては、次のページにもまたがっておりますけれども、それぞれ事業費が確定したというところでの予算計上でございます。

それから、予算書をおめくりいただきまして、13ページです。13ページの上段です。選挙費、4知事県議会議員選挙費ということで、002選挙事務費107万7,000円の予算計上です。内訳は、その下に記載のとおりでありますけれども、この予算につきましては、当初予算で既に計上はいたしておりましたが、その当初予算で考えておりましたのが、来年の4月14日、この日が投開票日になるであろうという想定で予算組みをいたしておりましたが、以降、4月7日となるという可能性が出てまいりました。あくまでも見込みでございますが。そうすると1週間前倒しということで、それにかかわってここに書いてある費用が発生してくるということであります。その予算計上でございます。

それから、13ページの下です。1社会福祉総務費で、右側の一番下ですけれども、007福祉センター管理費、修繕料として15万2,000円ほど予算計上いたしておりますが、内容は汚水ますのふたが破損をいたしましたので、その修理を行うというものでございます。

それから、予算書をおめくりいただきまして、14ページに移ります。3高齢者福祉施設費、002老人福祉センター管理費、修繕料で予算計上しております。内容ですけれども、自動ドアの修繕料ということで42万8,000円の予算計上です。

それから、その下に行きます。4障がい者福祉費ということで、005自立支援給付事業費、1,200万1,000円という予算計上です。これにつきましては、利用者あるいは利用者がふえている。同時に、そうすると利用日数が増加するというような状況がございますので、その不足部分に対応すべく予算計上いたしておるところであります。

それからその下の、006自立支援医療助成事業費、その下の007地域生活支援事業費、それぞれ事業費が確定いたしましたので、還付金を予算計上させていただいております。この部分につきましては、14ページの中ほどに、いわゆる国庫支出金、県支出金、それぞれ数字を載せておりますので、後ほど歳入のところでも出てくるというところで、お読み取りいただければと思います。

そうしますと、また予算書をおめくりいただきまして15ページに移ります。1児童福祉総務費、002児童福祉総務費、005児童手当支給費です。これも事業費の確定によるものでして、還付金の予算計上をしているというところでございます。

それから、その下に行きまして、2保育所費、002保育所総務費、これも同様でして、事業費の確定による還付金の予算計上でございます。

その下の、3放課後児童対策費、002放課後児童対策事業費です。臨時雇用賃金として

45万1,000円の予算計上です。これにつきましては、放課後児童クラブ職員さんの退職あるいは採用ということがこれまでございまして、予算不足が見込まれるというところがあります。その部分について予算を計上いたしたというところがございます。

それからその下の、15ページの一番下ですけれども、生活保護費の1生活保護総務費です。002生活保護総務費システム改修委託料として21万6,000円の予算計上です。これはもう文字どおり、生活保護に関するシステムを導入しておりまして、制度改正がございましたので、それに合わせるべく改修を行うというものでございます。

予算書をおめくりいただいて、16ページに移ります。中ほど、1保健衛生費、1保健衛生総務費です。下のところの005地域医療対策費324万円の減額です。これにつきましては、医療従事者等確保対策補助金の減額ですけれども、金額のほうが確定しましたので、いわゆる不用額を減額させていただくというものであります。

それからその下、5環境衛生費、003環境衛生施設費、嘱託職員というところで、105万6,000円の減額です。報酬を減額するものであります。斎場の嘱託職員さんにつきましては、採用すべく今募集を行っておりますけれども、まだ採用には至っていないというところがあります。これまでのところで不用額が発生するというところがありますので、その部分を今回計上させていただいたというところがございます。

それから、おめくりいただきまして17ページに移ります。清掃費です。1清掃総務費、002清掃総務費、業務運営関係委託料で70万円です。内容ですけれども、一般廃棄物戸別収集運搬委託料のことでありまして、件数が増加しているということで、これに対応すべく予算を計上しているというものでございます。

それからその下の、2ごみ処理費、003可燃物処理事業費です。益田地区広域市町村圏事務組合負担金ということで、59万5,000円の予算計上です。これは、事業費が確定したことによるものというところがございます。

その下に行きます。中ほどの農業費に移ります。3農業振興費です。008ブランド化推進事業費、手数料で68万円の予算計上ですが、内容につきましては、町のロゴマーク、これは月曜日の全員協議会で御報告、説明をさせていただいたところですが、そのロゴマークの商標登録のための調査、それから出願のための費用、そうしたものの予算計上でございます。

それでは、予算書をまたおめくりいただきまして、19ページに移ります。この商工費でありまして、2観光費、003観光施設管理費。まず、修繕料として14万3,000円。これは、ゆ・ら・らの食洗機の修繕料であります。

それからその下の、業務運営関係委託料として444万円の予算計上です。この内容につきましては、参考資料のほうをお開きいただければと思います。参考資料の15ページです。参考資

料の15ページのほうで申し上げますと、むいかいち温泉ゆ・ら・ら、そして老人福祉センターはとの湯荘、この2施設について、その下のちょうど中段ですけれども、事業の分析あるいは実態調査、そして更新設備の調査、そうしたものをを行うというものでございます。

さらに15ページ、資料の一番下を見ていただきますと、今後のおよそのスケジュール、そして予算というところで記載をさせていただいております。事業分析と実態調査以降3カ月かけて行う①というところですが、ここで444万円の記載をさせていただいております。この金額の予算を今回計上しているというところで見いただければと思います。

それから予算書に戻っていただきまして、19ページの上ですが、3都市農村交流費、003交流施設管理費です。嘱託職員の報酬を109万8,000円減額し、同額なんですけれども、業務運営関係委託料として同額を計上いたしました。施設は、真田にあります交流研修センターであります。これまで管理人さんを雇用して管理に当たっていただいておりますけれども、管理人さんがおやめになられたということもございまして、そうしたこともありまして、業務のほうを委託して行うというふうに切りかえさせていただきたいというものでございます。

それでは、予算書をまたおめくりいただきたいと思います。予算書20ページです。20ページの下段ですが、土木費の住宅費、1住宅管理費、002公営住宅等管理費です。まず、修繕料として186万8,000円予算計上いたしております。団地、住宅が幾つかこの中に含まれておりまして、申し上げますと、柳原団地、溝上団地、ユースパーム、それから六日市団地、それぞれふぐあい等の箇所がございますので、修繕を行うものでございます。

それからその下の、島根県住宅供給公社使用料負担金です。これは、空き室の家賃負担ということですが、住宅は福川にあります公社住宅のことです。

それではまた、おめくりいただきまして21ページに移ります。消防費、2非常備消防費、003消防団等活動事業費、費用弁償を減額させていただいております。50万円の減額ですが、これにつきましては、本年の島根県ポンプ操法大会ですが、これは台風の襲来によって急遽中止となりました。よって、不用額が生じたりというところでの予算計上でございます。

それからその下、4防災費、003防災設備等管理費、12万9,000円の減額です。使用料の減額であります。これにつきましては、当初予算でこの同額を計上させていただいております。内容は、職員参集メールを導入したいという考えでありましたが、以降、今後整備予定としております防災無線の更新、この更新の中でこうした職員参集メールの機能を含めて考えるというふうに今進めておりますので、その部分を減額するものであります。

その下の004防災設備等整備事業費のシステム業務委託料、48万6,000円の減額も、これも職員参集メールに係るものであります。

それからその下の改修工事費、５９５万円の減額です。これについては、Ｊアラート、この設備機器の更新、それから、いわゆる防災無線の自動起動装置、親局設備の一部ですけれども、これを同時にやるということを当初は想定しておりましたが、Ｊアラートの設備更新については行います。そして、防災無線の自動起動装置に関しては、今検討を進めております防災設備の更新、この中に盛り込んで進めるのが適当であろうということから、その部分を減額させていただくという、こういうところでございます。

それから、予算書２１ページの中段から下です。教育費に移ります。

まず、１教育委員会費、００２教育委員会費、教育委員の報酬２万１、０００円の増額です。これにつきましては、教育委員さんの交代に伴って、いわゆる教育委員さんが重複する月がございますので、その部分を予算計上いたしたところです。

それから、おめくりいただきまして２２ページに移ります。

２事務局費というところで、予算書は２２ページ右上ですけれども、００２事務局総務費です。合計では５８２万８、０００円で、その下に明細がありますけれども、まず嘱託職員のところを説明いたします。内容的には、外国語の指導員のいわゆる時間外手当、それからスクールカウンセラーの報酬といったものが含まれてまいります。このスクールカウンセラーにつきましては、蔵木中、六日市中、統合準備委員会等の協議の中で児童生徒のケアが必要だという、こういう報告なり説明なりはさせていただいておりますけれども、そのためのスクールカウンセラーの雇用をする経費ということです。

その下の、消耗品費１６万円から下の町立学校閉校記念事業補助金３８０万円まで。これは、蔵木中学校と六日市中学校の統合に係る経費を予算計上いたしました。

まず、消耗品費の主なところですが、体操服を購入するという費用、それから修繕料につきましては、蔵木中学校にあるエアコンを六日市中学校のほうに移設するという計画がありますので、その移設費用。それから、その下の業務運営関係委託料につきましては、当然蔵木中学校から六日市中学校に備品、機材等を運搬する必要があるがございますので、それに係る費用。それから、その下の庁用器具費ですけれども、六日市中学校におきまして、そうして運んできた物品、機材、教材等の収納場所を確保する必要がありますので、それを収納する戸棚等の購入費。それから、一番下の町立学校閉校記念事業補助金３８０万円ですけれども、これにつきましては、内容的には記念式典、それから閉校記念誌、記念碑建立、そうした内容の予算について補助金という形で統合実行委員会のほうに補助をさせていただく、こういう内容としてお読み取りをいただければと思います。

それでは次に移りまして、３学校給食費です。００３調理場施設費。まず最初に、設計委託料、５９万９、０００円を予算計上いたしております。内容ですけれども、七日市にあります共同調

理場、ここの空調機を設置するための設計委託料です。それから、その下の補修工事費、これは柿木にあります共同調理場、ここの外壁等の傷みがありますので、その修繕工事であります。

それから、その下です。小学校費に移ります。1 小学校管理費、003 小学校事務局管理費、施設設備保守委託料で88万2,000円です。これにつきましては、平成28年の建築基準法の改正によりまして、いわゆる防火設備——防火扉であったり防火シャッターというものですが、その設備点検が本年から必要になるということでございまして、その保守委託料88万2,000円。これは、小学校5校分を合計したものであります。

それから、予算書をまたおめくりいただきまして23ページです。2 小学校教育振興費、002 小学校教育振興費で、庁用器具費の予算計上です。これについては、六日市小学校の特別支援学級の備品を備えるというものでございます。

それから、その下です。中学校費、1 中学校管理費、003 中学校事務局管理費。まず、修繕料の予算計上でありますけれども、これは六日市中学校の管理教室棟のひさし、ここがふぐあいといいますか、落っこちておりますので、その補修を行うというものであります。

それからその下の、施設設備保守委託料です。先ほど小学校のところで申し上げました建築基準法の改正で、消防設備のいわば点検項目がふえたというようなことですが、それに対する保守委託料として予算計上しております。したがって、ここには4つの中学校分の合計額を記載をしておるところです。

それでは、23ページの一番下のところです。社会教育費の2 社会教育施設費、003 サクラマス交流センター管理費、予算書をおめくりいただきまして24ページに移っていただいて、嘱託職員の報酬の減額です。これまでも御説明なりをさせていただいておりますけれども、サクラマス交流センターの管理人さんにつきましては、全て県の雇用というわけではありませんけれども、その大部分が県の雇用という形に今切りかわっておるところです。そうしたことから、町のそもそもの報酬部分がなくなりますので、その減額でございます。

それではまた予算書は戻っていただきまして、歳入のところ、予算書は7ページです。7ページの上からまいりますと、地方交付税です。普通交付税、特別交付税、それぞれ1,684万7,000円、それから1,000万円予算計上いたしておりますけれども、いわゆる財源調整という形で予算を計上させていただきました。

それから、その下です。使用料・手数料のうち手数料、3 衛生手数料で70万円、ごみ処理手数料を計上いたしております。これについては、先ほど歳出で申し上げた清掃総務費のところと同額を予算計上いたしたところですが、一般廃棄物戸別収集運搬の手数料というところでございます。

それからその下の国庫負担金、1 民生費国庫負担金です。障がい者介護給付費負担金、障がい

者訓練等給付費負担金を予算計上いたしておりますけれども、これは国の負担部分でありまして、いわゆる事業費の2分の1を予算計上しているというところです。

それからその下の、被用者児童手当負担金です。これは、児童手当交付金の追加交付があるということでして、その金額を予算計上いたしたというところです。

それからその下、7ページの一番下ですけれども、国庫補助金のところで、2民生費国庫補助金、生活保護適正実施推進事業費等補助金10万8,000円です。これは、歳出で出てまいりましたがけれども、生活保護システムの改修というところで、歳出予算に計上した金額の2分の1が国から出てまいりますので、その部分の予算計上というところでございます。

それから、予算書をおめくりいただきまして8ページに移ります。

今度は、県支出金、県負担金です。まず1民生費県負担金です。障がい者介護給付費からそれぞれ数字を載せております。これにつきましては、先ほどの歳出の説明、そして国の負担部分、そしてここは県の負担部分ということで、県は4分の1を負担をするということになっておりますので、その数字を計上しているというところでございます。

それからその下の、県支出金、県補助金、9教育費県補助金です。市町村交流施設利用寄宿舍運営費補助金ということで、557万1,000円の予算計上です。これは、施設はサクラマス交流センターのことです。これもこれまでのところで幾らか説明をさせていただいたかと思えます。こうした市町村立の施設、高校生のための施設については、県が一定補助をしていただくという話です。その内容がようやくはっきり明示されて、その予算について計上いたしました。557万1,000円の内訳を申し上げますと、いわゆる基本的経費という項目があります。これは、日額3,000円掛ける稼働日数——その施設の稼働日数、これが基本的経費です。日額が3,000円で、稼働予定としては350日を見込んでいますので105万円。それからもう一つ、炊事経費という項目がありまして、これは、どの施設もいわゆる調理機能を持ってあって、そこで実際に調理員さん等を雇用して運営しているわけなんですけれども、その係る経費について、段階的に基準額が設定されております。このサクラマス交流センターについては、452万1,000円。したがって、先ほどの105万円と今の452万1,000円を合わせて557万1,000円という補助をいただけるということで、今回計上いたしたところです。

それでは、その下です。県支出金、委託金で総務費委託金です。これは、歳出でも御説明いたしました知事県議会議員選挙費の歳出に合わせて歳入予算を計上したというところでございます。

それからその下、予算書8ページの一番下ですけれども、財産収入、財産運用収入2利子及び配当金、まちづくり基金利子ということで、これにつきましては、いわゆる国債の満期償還というものに伴う予算計上でございます。

それから、予算書をまたおめくりいただきまして、9ページです。繰入金、基金繰入金、3ふ

るさと創生基金繰入金です。639万3,000円の減額ですけれども、いわゆる財源調整という形で予算計上させていただいたものでございます。

それからその下、町債です。まず、1過疎債です。町道新設改良単独事業810万円の減額。それから、1つ飛ばしまして、その下に合併特例事業債、ここで1,040万円の予算計上をしてございますが、中身、工事箇所については同じなんですけれども、いわゆる事業見直しをする必要がございますので、財源更正をさせていただいたものというふうにお読み取りいただければと思います。

それから、1つ飛ばしましたが、柿木地区多目的トイレ整備事業、これも歳出予算のところで説明を申し上げました、バス停留所の横にトイレを建築するというこの部分ですけれども、増額をさせていただきたいというところでして、それに合わせて町債のほうも調整をいたしたところです。

それからその下、11消防債、防災設備等整備事業ということで600万円の減額です。これも歳出の防災費のところで申し上げました。幾らか当初予定をしておりました内容に変更をさせていただきたいということでありまして、それに合わせてこちらのほうも減額をさせていただくというものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりましたが、ここで休憩をし、その後質疑を行います。休憩します。

午後3時24分休憩

.....

午後3時35分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般会計補正予算についての提案者の提案理由の説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 23ページと22ページで、小学校と中学校の事務局管理費の施設設備保守委託料の防火設備、点検項目の増ということで御説明がありましたが、どのような項目の増になっているのかということでお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） お答えします。

先ほどの総務課長からの説明もありましたように、平成28年に建築基準法の改正がありました。消防設備に関しては消防法の関係になるんですが、防火設備に関しては建築のほうの関係になるそうで、建築基準法の改正がされたということでございます。

経過措置がありまして、その最初の検査の報告期限が平成30年度末となっております。対象としては、防火シャッターとか防火扉、こういったものが対象になります。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 資料の15ページのゆ・ら・らとはとの湯の事業分析についてですが、ちょっと確認も含めてですが、一番下に3カ月、3カ月、3カ月と3回に分けて記載されておりますが、実態調査、設備調査、そして最後に中期事業計画と書かれておりますが、これは工期がまたあるのかということが、その辺ちょっと聞きます。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

まず、15ページの大きい3の一番下の表で見ただけだと思います。15ページの区分で、事業分析と実態調査、大きく2つに分けて、中期事業計画の策定とあります。

それで、この事業分析と実態調査の中を事業分析と実態調査ということと更新設備調査ということで分けさせていただいております。

今回計上させていただきました予算は、①に当たります事業の分析と実態調査でございます。

まず、事業分析、実態調査というのをどういう項目によって行うかといいますと、財務の検査とか、販売関連に関する実態調査、従業員ヒアリングなどを行いたいと考えております。

その上で、個別の事業につきまして、課題抽出、マイナス要因とその除去等を検討していきたいというのが、まず①のところでございます。

それを受けまして、ここからが主な調査になろうと思いますが、機械設備の更新計画、要するに事業計画をどのようにしたら、その事業計画に合わせてどのような更新を今後していくかというところが、②の540万円ということ、それで、それを受けまして、一番目的のところにも書いてありますが、これからの方向性を提示するための資料を作成することとしておりますので、中期事業計画というのは、我々10年スパンで中期財政計画とかつくりますんで、10年後ぐらいの収支を考えたいと、今は考えておるところでございますが、まずこの分けたというのは、順番に状況判断しながら進めたいということで分けさせていただいておるところでございます。

今回、前回までの全員協議会等の御意見等拝聴しながら、早急に、要するに更新設備等の調査を行う必要があると感じまして、今回の補正で上げさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） もう一つありまして、約3カ月が3カ所あるんですが、これは①のほうでいきますと30年度、年明けから3月いっぱい、今年度中ということだと思うんですけど、その次は2番の3カ月、これは4月から6月のものか、それとそのあとの中期事業計画

の策定、約3カ月というのは、7、8、9、この月を指すのか、ちょっとその辺もお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） まだ事業者が決まっておりませんので、詳しい工期については約という表現をさせていただきました。この点につきましては、御了承いただきたいと思います。

それで、①の事業分析と実態調査につきましては30年度予算ですので、直ちに取りかかろうと思っております。その進行を見ながら、更新設備の調査を31年度予算でございますので、早ければ4月、ちょっと経営実態調査、ずれ込むということもなきにしもあらずということも想定していますので、4月以降という表現にさせていただければと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） まだははっきりしていないみたいですが、単純に言いますと1月初旬に今、公募されていますんで、4月以降は指定管理業者、公募されればその業者が4月からはもう稼働すると、そういう形になると思います。

その稼働するのが4月からとして、さっき言いました、2番、3番の設備調査、あと事業計画策定と、結局稼働後の色々な調査の決定事項、その辺が最終的に出てくると思うんですけど、そこら辺でいろいろ審議されて、される場合、もう次の指定業者が稼働しているんで、そこへ横からこう調査の結果、ここはこうしないといけないよという話が出た場合に、指定業者のほうか、いやそれはできませんと、そういったことも支障も出てくるんじゃないかと思います。

そこで言えば、順番が違うんじゃないかと、それはそれでしょうがないということも、時期的に事情的なものもありますんで、しょうがないところもあるかもしれませんが、ただこの調査事項は全部終わって決定して、そして前々から町長が言っている業務委託とか指定管理といった方向性をつけてやるということになれば、そういう今後のトラブル、支障、そういったものも出てこないと思いますけど、やることが逆行しているというか矛盾していますと見られるんで、その辺を図りながら計画されるのか、そういった支障的なトラブル的なことも考えられて、こういった計画を立ててやっておるのか、またトラブルがあった場合はこうしますよと、こういったことも考えられてやるのかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えしたいと思います。

今、調査なり更新設備調査を行うこととしております。一方、指定管理者は、今、公募をしております、3年間の期限で公募をしております。

その途中で更新する必要が出てきたら、やはり指定管理者のほうと協議しながら進めていきたいと思っておりますが、今のところちょっと、まだ更新がどの程度なのかを今から調査したいと

いうところがございますので、現時点ではこのような方向性で御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 何だかしっくりいかないところもあるんですが、ゆ・ら・らとはとの湯といえども、業者のことも含めまして、人員のことも含めましてすごく大変な業務だと思います。皆さんいろいろ苦勞されてきていることを私も知っていることもあるんですけど、やはり施設は町のものなので、町も含め業務の、こういった調査もするというので、そこら辺はしっかり責任持った対応をしないといけないと思いますし、いまさら言ってもおそい話なんですけど、もともと今、サンエムさんが指定管理ということで何とかかかつかつやっているみたいなんですけど、ただ、その以前に業務委託と、こういった話もありました。それから指定管理と。

なぜ、そこら辺がそういう形になったのかなというところも、疑問も残るわけなんですけど、このたびは指定管理で公募が、3年間指定管理と、期間が。そういう形でやっています。

私は言いたいのは、結局3年間指定管理の公募があって、次の業者が稼働してくれば、その業者は業者のやっぱりやり方等々の施設の関連のことも含めまして、いろいろ考え方があってと思いますんで、稼働したのちにこの行政のほうからここはこうですよといった指摘、いろいろ双方で協議しながらいうことなんですけど、合う面もありますし、そうでない面もあると思います。

そこら辺を考えていくと、個人的な考え方になりますけど、指定管理を3年にする方法も確かにあるかもしれませんが、慎重にいけば、この調査業務に関しても並行していくためにでも、3年の指定管理を例えば1年ごとに、たちまち。最初は1年ごとに期間を仕切ってやっていくと。そういった方法はできないかなと思ったりしているわけなんですけど、いきなり3年でやるとやっぱり固定化されるんで、そこでやっぱりいろいろ支障が出てくるんじゃないかなと思ってはいるんですけど、その多分、ありませんって言うと思いますけど、そういった事情も含めていくと、3年よりはしっかりじっくり煮詰めながらやっていくために、3年を1年にしてやるとか、いまさら言うこともありますけど、そういった考え方、ないのかと思いますけど、その辺はどうお考えですか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 現状でお答えさせていただきます。

前指定管理者が事業を中止して、その後サンエムさんのほうへ指定管理をお願いしたところがございます。その中で、経緯はこれまで御説明したとおりでございますが、やはり準備に対するいろんな手続がすごい労力を要したところがございますし、費用についても発生しておるところでございます。

指定管理期間1年ということであれば、またそのことがどんどんどんどん重なって、例えば指定管理者が変わった場合は、またそういう費用といいますか発生するということになります。

逆に言うと、3年あれば当初の初期費用が回収できるのかなということで、3年で設定させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 指定管理3年といいますけど、例えばそれを業務委託に変更するとか、そういった考え方もあると思います。

先ほど言いましたけど、いろいろ書類的な変更等々も当然それは生じるわけなんですけど、やはり今後10年以上、5年でも10年でも経営していく為にはそういったしっかりとした計画で、調査でやっていかないと、また大変なこの御時世でありますので、大変なことになるんだと思っていますが、やはり3年指定管理なんで、そこでやっぱり私としたらいろんな支障が出た場合、非常に困るのではないかなというところが一番危惧するところでありますけど、やっぱりそこら辺もしっかり考えてやっていただければと思うんですけど、今後、来年には指定管理の公募ははっきりしますが、最後に、もしその公募ができなかった場合、そういった場合はどう考えられますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今ちょうど再公募の期間中でございます。

その結果をまず見てみないとわからないわけですが、仮にということで申し上げますと、公募がなかったら幾らかのまた選択肢があるわけでございますので、またその段階になったらいろいろ精査をさせていただいて、熟慮を重ねて結論を出していきたいと思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今、事業分析ということで、コンサルさんを入れてやるということで、コンサルを入れてもいいことになるか悪いことになるかわからんと思うんですけども、これを見ますと約一千四、五百万円使ってやるんだということにしていますが、要は、お客を呼べばわざわざ分析をする必要はないんじゃないかと思うんですが、どうですか、この際、発想を変えて、彫刻の道とコラボして、あそこに大規模なイルミネーションをやって、人が来るような施設をつくって、お客呼んでゆ・ら・らなり、それからはとの湯荘も川のそばにそういうイルミネーションつくって、お客呼ぶというような発想の転換をされたらいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 大変いい御提案をいただきました。ありがとうございました。

今回、調査業務を予算計上させていただきたいというのは、これまで全員協議会であったり、それから報告をする中で、こうしたスケジュール感を持ってやりたいということを申し上げておりまして、それに基づいて今回、予算の計上をさせていただいて、補正予算を上程をさせていただいたところでございます。

今、6番議員のほうからも具体的な御提案もございましたが、まずは、前々から申し上げておりますように、ああして1,266人の方の署名の提出があったり、それから先般はプールをぜひ再開をしていただきたいというような要請もございました。

まず、やはりあの施設を健康増進施設として継続をしていくという大前提のもとで今、考えているところでございます。そうすると平成12年にオープンをいたしまして、もう既に18年がたっておるということで、温泉設備等もございますので、老朽化が激しいということになりますと、やはりあの施設をこれから継続して、健康増進施設として使っていくというようになりますと、やはり施設の更新というのは、これは手をつけないといけない部分でございますので、そうした意味で今回、調査業務、それからのちの中期事業計画等の策定についてのスケジュールを立てさせていただいたところでございます。

彫刻の道、それからイルミネーションの話もございました。そこはそこでまた今あるゆ・ら・ら、それから隣接しております彫刻の道活用については、また別のところで考えさせていただきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） はとの湯荘の件についてお伺いします。指定管理業者は、もう決まられたんでしょうか。

それと、エポックかきのきむらのコンサルさんが入って、そのときにはとの湯荘のこういう方向でというアドバイスはもらってなかったんですか。それはやはり、実践してみて、それからどうだったかというのならわかるんですが、それもしないでまた次から次へアドバイス、コンサルを入れるというのもどうかと思うんですが、まずゆ・ら・らもですが、はとの湯の指定管理業者が決まったか。

それ、先ほど来ありますように、おかしいんじゃないかと思うんです。指定管理をしているのに、またこれも3年ぐらいでまた途中で変えていくとか、業者さんも迷うんじゃないかと思うんですが。その辺は、町は考えなかったんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

まず、はとの湯でございますが、今のゆ・ら・らと同時に公募中でございます。12月末を提出期限としておるところということで御理解いただければと思います。

それと、この今回の経営という言葉が歩いていますが、事業分析ということでございまして、やはり先ほど町長が申し上げたとおり、もう十数年、もしくは30年経過している施設でございますので、やはり機械更新をどのようにするかもちょっと考えながら決定しなければならないと思っておりますので、特に中心となるのは更新設備の計画かなとは考えております。

エポックの経営改善のコンサルにつきましては、今、済みません、手元に資料がございませんので、また後日お答えさせていただいたと思います。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） はとの湯の公募に関して、これをしていろいろな支障があるということはないということですね。

今、公募をかけておられて決められていないということは、もしこれで事業分析とかいろんなことをして、こういうふうにもた変更しますとか言ったときに、業者がまた先ほど来ありましたように、迷うかもしれないし、できるかもしれないし、できない部分もあるかもしれないし、3年やろうと思っても、途中でまた変更になったらまた変わるんじゃないかと思うんですが、その辺で、指定管理の公募に影響を及ぼすということはないんですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 前段のはとの湯荘の以前の計画の件、事業再生パートナーズさんのほうへ、いわゆるあのときは設備云々ではなくて、やはりその温泉のあり方がどうだろうかということで、提案として吉賀町に3つ温泉があるんで、例えば1つの名前を統一をして、吉賀町温泉 ゆ・ら・らであったり、はとの湯であったり松乃湯であったり、そんなことで呼び込みをもっともっとふやして、町挙げてPRしたらというような、こんな御提案で、今あるその施設設備を活用してどうしていくかというこういった御提案であったと思います。

こちらのほうで全員協議会の場合だったと思いますけど、代表の方から説明をしていただいた、数年前に。こういった内容だったと思います。

これが実際今、できているかといえば、私も会社の一員ということになりますんで、エポックの、お話もお伺いしておりますが、具体的に進んでいるかといえば、決してそうではないというふうに私は感じております。

そこら辺の努力は、まだ足りていなかったんだろうと、これは会社としてでございますが、そういうふうに私自身は受けております。

それから、先ほど来あります件でございますが、ゆ・ら・らもそれから今回、はとの湯荘も調査業務を行うということでございますが、まずは指定管理者が決まっておくというのが大前提でございますが、いずれも、決まって3年間ということでございますので、その指定管理の運営をしながら、調査業務でございますので、並行して業務ができるだろうと、こういった前提で

ございます。

1年後になるかわかりませんが、中期事業計画の策定が出てくる。そうすると、経営、ここにもありますように、営業戦略なんかも出てくるわけでございます。ですから、双方のその施設をどうしていったらいいんだろうか、方向性が出てくるわけでございますので、そのときには、逆に指定管理者が決まって現に現場で今、営業をしていただいて、あらゆる業者に相談をするほうが、一番いいわけでございますから、それはいろいろ双方で、町のほうと新しい指定管理者のほうとで協議をしながら、その辺の話をしていくような場面になるのではないかというふうに思っております。

ですから、仮にその3年間の中で、例えば設備をいろうとかそういうことがないかといえ、それはちょっと今の段階で何と申し上げるわけにもいかないわけでございますが、いずれにしても指定管理制度でございますので、相互で協定を結びますんで、当初計画をして、協定をした内容で、それ以後のところで変更があるようであれば、双方から申し出をして協議をするという条項もあるわけでございますので、それに沿って、真摯に協議をさせていただきたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 17ページに農業振興費、008、ブランド推進事業費で、680万円、これは（「68万」と呼ぶ者あり）済みません、68万です。ということで、これは商標登録すると言われたと思うんですが、商標登録のもと、特許庁へ出す。その登録料というのが要と思う、それも含めて68万円でしょうね。

それで、登録したらその後何年間有効なのか、届ければそれで終わりということじゃないと思うんですが、登録が、ロゴマークを、俺んこの商標ですよと皆さんに、それをずっと使える期間があるかと思うんです。なければいいんです。それである場合、恐らく毎年何か維持というかお金払うんじゃないかと思うんですが、その辺はどうようになっておるのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

今回、68万円計上しておりますが、これにつきましては、まずあのマークで出願したらほぼ大丈夫かどうかと、その辺の調査を、まずはこれ何にしても商標登録する場合にはするんですが、その経費と商標登録の出願をします。この経費を合わせたものです。

先ほど言われた、実際出願をして大丈夫だということで今度は登録費用が出てきますが、これにつきましては、今度3月の次年度の当初予算で計上をしていこうと考えております。

この登録をしましたら、これは10年間有効ですんで、10年たったらまたその商標登録したものを使おうと思えばまた更新という形になってまいります。10年間です。

○議長（安永 友行君） 1 番、松蔭議員。

○議員（1 番 松蔭 茂君） 10 年間有効ということですからずっと使われて、ほかのものは真似できないということであろうと思いますが、あれは毎年何らか維持管理じゃないけど始め何らか登録料払いますよね。そのあと 10 年間はほかが使えないということですけど、その間、全然費用は要らないんですか。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） 特許に関して、特に詳しいわけではないですが、登録に向けていろいろ調査なり勉強させていただきましたが、その中では 10 年間は必要ないというふうに考えております。

ただ、今での見積もりですが、多分登録費用が 10 年分でまた 60 万円ちょっと要るんだろうというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11 番、藤升議員。

○議員（11 番 藤升 正夫君） 11 ページで、柿木のバス停横のトイレ建設にかかわる件でお聞きをいたします。

当初予定をしようとしたところではできないということで、下流方向への配管の下水、農業集落排水の管の延長、また上水もやるわけですけども、ここで、吉賀町として全員協議会で説明があった道路の掘り起こし、アスファルト舗装のところであれば 3 年間でできないということについて、町はどのような認識を持っていたのか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えいたします。

全員協議会のときにも幾らか申し上げました。本来ですと、いろいろと下準備といいますかそうしたものも関係者にいろいろと打診する。今回で言うと、津和野土木ということになるんだろうと思いますけども、そうしたところを行っていなかったというところがあるんだろうと思います。

それで、道路の舗装工事をしたのちは、一定期間掘り返すことはできないということに関しましては、私のほうでは認知は、その段階ではいたしておりませんでした。津和野土木さんのほうに、こういうふうにやりたいんだけどというふうに、およそ図面ができ上がった段階で御相談をしたところ、初めてそこで知ったという状況でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11 番、藤升議員。

○議員（11 番 藤升 正夫君） 町に対しても今の道路の掘り起こし防止対策の徹底についてということで、平成 9 年時点で建設省道路局路政課長通知というものが、建設省道政発第 55 号で

す、このような形では出ていたということ、先日別のところでお聞きをしたわけですが、そういうような県なり国なりからの通知の内容が、町役場の中で共有されることなかったと。

ですから、そういうものもこのたび増額せざるを得なかった原因として、私は考えられるんじゃないかというふうに感じているところですが、そういういろんな国やら県からの通知の管理について、今まで町としてはどうであったのか、担当課のところで留めて、順繰り人が変わる中でほかれていくようなものであったのか、どうだったのか、ちょっとそういう内部の統制的な問題でもありますけれども、その点についてどういうふうにしてきたか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えをいたします。

国であったり県であったり、あるいはその他の機関からさまざまな通知、あるいは連絡をいただくわけです。それぞれの所管する部署が受け取って、その内容に従って、その課で留める場合もありますれば、関係する課があれば、その都度実際にそのペーパーを回付したり、今やメールというか役場内もメールがつながっていますので、職員のほうに発信すると、関係課のほうに関係者、職員のほうに発信するというようなやり方も実際には行っているということです。

さらに、今、月1回は庁議を行っておりますので、そこで関係課長さんというか、そこでの関係者がそうしたことを議題として伝えてくるというようなやり方も行っております。

なかなか全ての案件について横の連絡、そうしたものが徹底されているかといえども、今回、議員さんの御指摘もありましたとおり、そうした部分、幾らかやっぱ職員がそうした文書を受け取って、それを自分のところ、もしやほかの課にも関係するのかもしれない、そうしたような内容でしたら、逆に積極的に横の連絡をとって情報共有を進めていくという、こういう体制を今後も心がけていきたいというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第29、議案第110号平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）の質疑は保留をしておきます。

_____・_____・_____

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。

午後4時14分散会
